

第百二十六回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第十号

平成五年六月二日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 亀井 久興君

理事 川崎 二郎君

理事 笹川 堯君

理事 上田 利正君

理事 石田 祝稔君

理事 赤城 徳彦君

理事 植竹 繁雄君

理事 岡島 正之君

理事 谷垣 禎一君

理事 深谷 隆司君

理事 森 英介君

理事 上田 哲君

理事 田並 胤明君

理事 吉岡 賢治君

理事 青野 悦子君

出席國務大臣

郵政大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

郵政事務次官 齊藤斗志二君

郵政大臣官房長 五十嵐三津雄君

郵政大臣官房人 加藤豊太郎君

郵政省郵務局長 上野 寿隆君

郵政省電気通信 局長 白井 太君

郵政省放送行政 局長 木下 昌浩君

委員外の出席者

参考人 日本放送協会 副会長 中村 好郎君

通信委員会調査 室長 丸山 一敏君

委員の異動

六月二日

辞任

小林 興起君

佐藤 守良君

同日

衛藤 晟一君

岡島 正之君

補欠選任

衛藤 晟一君

岡島 正之君

補欠選任

小林 興起君

佐藤 守良君

五月二十八日

身体障害者への移動電話の貸与に関する請願

(石橋大吉君紹介)(第二六四二号)

同(若田順介君紹介)(第二六四三三三)

同(遠藤登君紹介)(第二六四四四四)

同(田口健二君紹介)(第二六四五五五)

同(沢藤礼次郎君紹介)(第二六六六一一)

車いす常用者がすべて使用可能な電話ボックス

の整備に関する請願(石橋大吉君紹介)(第二六

四六号)

同(若田順介君紹介)(第二六四七七)

同(遠藤登君紹介)(第二六四八八)

同(加藤繁秋君紹介)(第二六四九九)

同(田口健二君紹介)(第二六五〇〇)

同(沢藤礼次郎君紹介)(第二六六一二)

六月一日

身体障害者への移動電話の貸与に関する請願

(小里貞利君紹介)(第三〇四九号)

同(奥田敬和君紹介)(第三〇五〇号)

同(住博司君紹介)(第三〇五一号)

同(田邊國男君紹介)(第三〇五二二)

同(保利耕輔君紹介)(第三〇五三三)

同(前田武志君紹介)(第三〇五四四)

同(宮里松正君紹介)(第三〇五五五)

車いす常用者がすべて使用可能な電話ボックス

の整備に関する請願(小里貞利君紹介)(第三〇

五六号)

同(奥田敬和君紹介)(第三〇五七号)

同(木村守男君紹介)(第三〇五八号)

同(住博司君紹介)(第三〇五九号)

同(田邊國男君紹介)(第三〇六〇号)

同(保利耕輔君紹介)(第三〇六一号)

同(前田武志君紹介)(第三〇六二二)

同(宮里松正君紹介)(第三〇六三三)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第七

一号)

○亀井委員長 これより会議を開きます。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。松岡利勝君。

○松岡委員 それでは、電波法の一部を改正する

法律案につきましてお尋ねをさせていただきます

と思います。よろしくお願いを申し上げます。

そこで、まず最初に、今回の電波法の改正案に

対する質問に先立ちまして、電波利用の現状、さ

らにまた現在の郵政省における電波行政の取り組

みについてお尋ねをさせていただきますかと思いま

す。

自動車電話や携帯電話などに代表されます電波

利用の普及には、まことに目をみはるものがある

わけでありまして。特に最近では、町じゅうでビジ

ネスマンや若者が気軽に無線機を利用している光

景を日常的に目の当たりにするようになってい

わけでございますし、今や電波なくしては円滑な

社会活動を維持していくことが困難な状況になり

つつあると言っても過言ではないと思います。

そこで、郵政省として、このような電波利用の

現状をどのように把握し、御認識をされているか、

お伺いをしたいと思います。

○白井政府委員 電波につきましては、この利用

技術というのは大変新しく開発をされております

し、また世の中の経済活動というのも大変活発に

なっております。そうした事情を背景にいた

しまして、ただいま先生おっしゃいましたように、

電波の利用というのが非常に勢いで伸びてきてお

るわけでありまして。現在というか昨年末の数字に

なりますが、免許をいたしました無線局の数とい

うのは五年前の約二倍になっておりまして、数で

申し上げまして八百三十一万局という無線局の数

になってきております。

特に、今先生もおっしゃいましたけれども、自

動車電話でありますとか、携帯電話というような

持ち運びをする電話でありますとか、あるいは、

現在荷物の運送などを業にしておられる方がよく

使っておりますけれども、MCA無線と言われ

るようなものであります。これは移動いたしま

す通信手段でありますので、電波以外に実は手段

がないわけでございます。そうした意味で、移動

関係の通信に用います電波の利用というのは非常

に大きく伸びておりまして、自動車携帯電話で申

し上げますと年間四十から五十万局ふえるとい

うか、あるいはMCA無線の場合ですと年間十

万局伸びるというふうな、こちらの分野での伸びが

特に著しい状況になっております。

○松岡委員 ただいま御答弁をいただいたわけで

あります。そこで、その関係からいたしまして

も、周波数の確保の問題が重要な問題になると思

うわけでありませんが、この点についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

電波利用の飛躍的な普及拡大とともに、貴重な周波数資源がだんだん足らなくなつてきている、そういう問題があるというのをよく耳にするわけでございます。このままでは、産業、経済や国民生活にとって不可欠の存在ともなつております電波利用の将来が大変心配をされるわけでございます。

そういった点について、郵政省として、こうした周波数の逼迫の問題を前にして、今後予想される電波利用の飛躍的な拡大、これは相当な規模で、また速さで拡大していくと思うわけでありまして、けれども、それに対応するために、周波数資源の開発にどのように取り組んでおられるのか、また取り組もうとされておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○白井政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、電波というのはケーブルを一々引つ張らなくても通信ができるという意味で大変便利なものでございますけれども、しかし、そうかといつて自由に幾らでも使えるというものではございまして、無秩序に使つたり、あるいは余り多くの人を使うことになりまして、今度は混信が起きますとかいふような問題が出てくるわけでありまして、

そういうことから考えますと、電波の利用については、秩序ある使い方をすると同時に、できるだけ周波数を有効に使うということをいたしませんと、電波の利用が急にふえてくるというのにどうしても対応しきれないわけでございます。

そこで、周波数をできるだけ有効に利用するための技術の開発についてでございますが、この点につきましては、昨年の通常国会で電波法の改正案を御審議いただきましたときにいろいろ御指摘があったところであります、私どもとしても、有限の電波でありますけれども、これをできるだけ有効に使うための技術の開発を急がないととても需要についていけないということで、私どもの郵政省の中にあります通信総合研究所などが中心

になりまして、現在いろいろな技術の開発を行つております。

開発の主なものを一つ二つ御紹介をさせていただきますと、一つは、何と申しましても移動分野の電波の利用に対する需要が非常に大きいものですから、移動通信に使える電波の開発をするということがどうしても急務になつてまいりました。そこで、現在はまだ移動通信には使つていないけれども、技術を開発することによって移動通信に使えるかもしれないというような周波数帯について、まず技術開発を急ぐということであります、専門家の言葉をかりますと、いわゆるマイクロ波と言われているような周波数帯について、移動通信に利用するための技術の開発をいたしております。これが一つであります。

それからもう一つは、現在はまだほとんど使われていないと言つてもいいような周波数帯について利用技術を開発するというところであります、この電波の利用というのは、これも何か専門的な言葉になつて恐縮でございますが、高い周波数、あるいは電波の波長が短い周波数についての技術が非常に難しいものであります、そちらの方の高い周波数を利用するための技術を開発する。これはいわば未開拓の分野あるいは未利用の周波数の開発ということでありまして、特に今開発を急いでおりますのは、ミリ波と言われる周波数帯についての技術開発を急いでおります。ミリ波と申しますのは、波長が一ミリから十ミリというよう

な、ミリ単位の非常に波長の短い周波数であります、この方の周波数はまだ利用するための技術というのとは十分開発されておられません。そこで、これを利用することができれば、また非常に新しい電波の利用分野というのが開拓されるということと、こちらの方の技術の開発を急いでおります。それで、予算的には、絶対額ではまだ不十分と言われる御指摘があるかもしれませんが、平成五年度の予算では、約十億の予算をこちらの方の周波数の資源開発のための予算として確保いたしております。この十億という予算は、その前の平成

四年度の予算に比べますと十四倍という、倍率からすると大変大きな額になつております、この面では、関係方面の御理解も得ながら、ただいま申し上げたような予算措置も講じて開発を急いでおるといふ状況でございます。

○松岡委員 お伺いいたしまして、なお一層よろしくお願いをいたしますとともに、積極的にしっかりと取り組んでおられるという点につきましては、大変また心強い思いをするわけでありまして、続きまして、電波利用料制度についてお尋ねをいたしてまいりたいと思ひます。

この電波利用料制度は、昨年の国会で成立をしまして、この四月からいよいよ徴収事務等、本格的に制度がスタートした、そのように承知をいたしておるところでございます。電波の世界で今までなかった、画期的とも言える制度でありますだけに、その円滑な導入が図られるかどうかといったところが大変注目をされるところでもあると思ひます。

郵政省とされまして、昨年来いろいろ準備作業を進めになつてきたと思つたところでございまして、この四月からの電波利用料制度の導入状況が今どのようになつておるか、その一点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○白井政府委員 電波利用料制度につきましては、昨年の通常国会で電波法の改正をしていただきました、本年の四月からその利用料制度を新しくスタートをさせていたばかりでございます、これを、ことしの四月一日以降であります、免許をした日にちが参りますと、免許を受けておられる方に対して、いわゆる納入告知書という、お金をお払いくださいという納入告知書というのを送りいたしまして、その納入告知書を受け取った免許人の方がその告知書を持って金融機関などで電波利用料を払つていただくというよう仕組みになつております、私どもとしては、まだ始まつて二カ月余りしかたつてない状況ではあります、スタートとしては順調にスタートをしたと考へてよいのではないかなというふうに思つ

ております。

それで、この電波利用料につきましては、もう昨年の委員会でも御審議をいただいたわけですが、使い道としては、一つは、不法電波が非常に多くなつてくる状況にありますので、この不法電波を監視するというためのいろいろな設備等にお金を使つていただくというのが一つ、それからもう一つは、先ほども申し上げましたように八百万を超しても既に八百万五十万くらいになつております無線局、べらぼうな数の無線局になるわけですが、その無線局の管理をできるだけ効率よく行うというためのコンピューターを使ったシステムをきつとつくり上げようということ。その二つに主にお金を使つていただくということで予算を組ませていただいております。それと、それぞれ、この不法電波の監視でありますとかあるいは総合無線局監視システム等につきましては、本年度の予算に従ひまして準備を進めております。

それから、この電波利用料を納めていただく、いわゆる徴収の面についてであります、何せ今までなかった制度を初めて本年の四月一日からスタートをさせていただくということで、免許を受けておられる方にまずよく御理解をいただくということが大変必要なことであつたわけでありまして、これについては、昨年からずっといろいろな機会に、この利用料を払つていただくかなければならない方々に説明会で御説明をするとか、あるいはポスター等を張り出すとか、あるいはその他の周知活動などを行ひまして、できるだけ多くの方の御理解をいただいた上で円滑な電波利用料の導入を図りたいということでやつてきたところであります。したがって、今のところは、まだ、四月にその免許を受けた日が来た方に納入告知書を発送して、それから一月以内に納めていただくという仕組みなものですから、納めていただくというところについては、本当にまだ始まつたばかりの段階ではございます、もう既に少しづつお金も納められて入つてきておまして、今のところは、まあまあ順調なスタートではないかなと



を受けた場合に比べて大変強い電波で通信をするとか、あるいは本来ならば使っていない周波数で自分たちだけの通信をするとかいようなことをいたしております。そのために、実は正規に免許を受けて通信をしているところに妨害が及ぶといふようなことでありまして、警察とか消防の無線にも影響が及んでおりますし、それから放送などにもしばしば妨害無線が入ったりするようないことがありまして、いわば社会的な問題にもなってきたわけであります。

それで、そうした電波をどういふふうにして出しているかということですが、一つは、市販の無線機を買ってまいりまして、それを不法に改造をして、先ほど申し上げましたような強い電波が出るような無線機につくり変えてしまひましてこれを利用いたしますとか、あるいは我が国では使えないような強い電波が出るような無線機を、外国から買ってくるのか、あるいは外国へ輸出するためにつくったのを日本で使うということであるのか、いずれにしても、そのような、改造はしないんだけれども、もともと日本では使えないような無線機を我が国で使うといふような使用方で不法電波を出しているということになっておるわけでありまして。

これらに対しては、実は当然電波法に違反するといふことできちつと違反の事実をつかまえて摘発をするといふことをしなければいかぬわけでありまして、このほとんどというものが、実は自動車などに積みまして移動しながら不法電波を出すといふようなことをやっておりますので、これを捕獲するといふのがなかなか難しいわけでありまして、平成四年度、昨年度の実績でございますと、私どもの電気通信監理局の方で確認できた不法無線局の数だけでも約三万局あるわけでありまして、実際にその三万局のうち、これを不法無線あるいは不法電波を出したものとしてみれば、三三百くらいの数でありまして、不法電波であるといふことがわかっておりまして、実際には

これが非常にとらまえていくといふような状況にあります。

そこで、先ほどお話に出ておりますように電波利用料というところで納めていたお金を利用してしまひまして、こうした監視関係の設備をきちつと整えていこうといふことを、これから何年かかけてやっていこうといふふうにしておるところでございます。

○松岡委員 今局長の方からも御答弁ありましたように、この不法無線局の問題がなかなか容易に解決できない問題であるといふことは、これは理解をいたします。郵政省としても、限られた要員の中で苦勞が多いとは思いますが、この四月から導入された電波利用料制度、こういったことを最大限活用しながら、また捜査機関に對しまして積極的な協力要請を行うなど、ぜひとも考えられる限りの方策を講じて、日常社会の公序良俗をしっかりと守る上からも、今後とも不法無線局を厳しく取り締まっていだくことを強くお願いしておきたいと思つております。

そこで、以上のような不法無線局問題に対する現状と問題点を踏まえて、このような不法無線局問題への新たな対応策について若干お尋ねをいたしたいと思つております。

○郵政省として、今回の不法無線局対策の内容及びその効果について、時間もなくなつてまいりましたので簡潔にひとつポイントをお尋ねしたいと思つております。

○白井政府委員 今回の改正案で御提案を申し上げておりますのは、不法無線局として使われる無線設備というのはいくら限定された設備でありまして、そのような特定の無線設備を販売する段階で、不法無線設備にならないようにいろいろな告知を、販売業者の方がそれぞれ無線設備をかう方に対していろいろな、例えばこの設備を利用して電波を出すためには免許が要するのですといふような告知をしていだくといふような対策を講ずるとか、あるいはその設備自体が技術基準に合つておつたのを後でその中を改造いたしましたよう

な場合には、技術基準に合つたといふ、いわゆる技術基準適合証明といふのをとりなさいといふようなことを今回のこの法律案では提案を申し上げておるわけであります。こうしたことが今までの不法対策としては実は欠けておつたといふことで、今回の御提案に至つたわけであります。

○松岡委員 最後にお尋ねをいたしたいと思つておりますが、無線といふすばらしい、便利、そしてまた利益をもたらすこのような仕組みが新たにまた一方でいろいろな問題を抱える、こういったことにつきましては、これはやはりきちつとしたことにつきます。これはやはりきちつとした、そういったことがないといふことがやはり必要なのであります。ぜひともそういった観点からなおい層のお取り組みをお願いしたいと思つておるわけであります。そういった上で、今回の対策が不法無線局の防止にぜひ大きな効果を発揮いたしますよう、制度の適切な運用について引き続き十分お取り組みをお願いしたいと思つております。また、郵政省とされましても、今後ともあらん限りの知恵を絞つて不法無線局の撲滅に努めていだきたい、このようにお願いをいたす次第でございます。

そこで、最後に、このような不法無線局問題の取り組みにつきまして、大臣御出席でございますので、大臣の御決意を一言伺ひたいと思つて、質問を終わらせていただきます。

○小泉国務大臣 今いろいろお話、御指摘ありましたように、今回の措置が不法無線局の未然防止対策として大きな効果を上げることができるよう、これからも一層努力をしていきたいと思つております。いろいろ取り締まりの強化とかあると思ひますが、今御指摘の点も含めまして、一生懸命努力していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○松岡委員 どうもありがとうございます。これで終わります。

○亀井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本放送協会副会長中村好郎君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○亀井委員長 次に、上田哲君。

○上田(哲)委員 前回の電波法の審議の中で持ち越している問題がありますから、そこから入りたいと思ひます。

私は、電波料の徴収ということについて、先般かなり長い議論をいたしました。今回も当時の議事録も精査いたしましたけれども、どうしてもなお納得がいかないものであります。これは、放送の公共性と法益の問題と監督権の問題、そうした問題が絡んで、いわば法体系としての放送法と電波法の矛盾が整理されていない。あえて言えば、放送法の上に電波法が君臨する形になるのではないかと。これも私の疑義のポイントであります。

先般の議論を整理いたしますと、一つは、このような電波料の徴収というのは、免許人の周波数の利用を確保するために必要となる社会的コストである、こういう考え方が一つ。それから、放送はそうしたコストの支払いによつてのみ言論の自由を得ることができるといふことが二つ。さらに第三は、この電波料を課す対象に對してはすべて、放送・通信、それらのすべてについて均等な立場に立つ、こういうことになるようにあります。

私はどうもこれは論理構成としておかしいと思つておるわけであります。この点はどういふようにお考えでしょうか。

○白井政府委員 昨年、電波利用料制度の創設のための電波法の改正案のときに、上田先生の方からたゞいまお話がありましたような点について、いろいろな角度からのお話、御質問あるいは御指摘があつたことは私も承知したしております。また、現にこの委員会のお聞きいたしてもおりました。

こういう、ちよつと例がいろいろの波及していく  
 かもしれないけれども、わかりやすく言いたい  
 ために自分でも余りふさわしいと思わない例も出  
 ているのだが、やはりこはさういう、聖域想  
 をするわけではないが、理論的に整理をしておか  
 なければならぬのじゃないか、こう言っているわ

けですが、おわかりになりませんか。

○白井政府委員 率直に申し上げて、上田先生のお話の趣旨を私十分理解していないのだと思いますけれども、私どもの考えでは、電波利用料をNHKとしてお払いしていただくということは、NHKのお仕事に伴って、あるいは密接に関連して出てくる問題でありまして、NHKの本来のお仕事と全く別のことのためにお金を使っているということではないだろうかと思いたいわけでありま

す。

そして、ここまで言うのは少し言い過ぎかもしれないのですが、やはり電波を使って放送ということをやっておられるわけでありまして、こうした電波利用料という形で納めていただいたお金がめぐりめぐって結局はNHKの放送に対していい影響を及ぼすといえますか、NHKの放送が、あえて言えば、妨害だとか混信ができるだけないような形で国民の皆さんに聞かせることができるということにも、ぐるぐる回っていきまస్తుと役に立つはずだというような考え方でお願いをしているものでございますので、どうぞよろしく御理解をお願いしたいと思います。

○上田(哲)委員 すべての水は太平洋に出るかもしれないけれども、それはまた雨になって降ってくるだろうという話になっちゃったら、これは議論が遠過ぎるのだが、この間の議論を受けて郵政省から出された統一見解がここにあるのですよ。長いから全部読まないとしても、これは矛盾しているのです。

三点にわたって書いてあるのだが、第二点で言われているように、NHKの受信料の「使途は協会の業務の遂行に必要な範囲内に限定されている。」と書いてあるのですよ。だから、その限定の範囲を超えるのか超えないのかというのはやはり精緻な議論が必要だろうということをおなた方も認めているし、これは放送法の精神なんです。それが、あらゆるところに出してよろしいということになってしまっているのかということ、電波料だからということの中で言ってしまったいい

のかなということがある。

それからもう一つは、三番目に書いてあるのだが、NHK側といういろいろ話をしてきたのだが、結局「財政上の独立性を脅かすものではない」程度だからいいだろうというように書くことが書いてある。つまり、筋道はどうも十分突き詰められないのだけれども、この程度の金なら痛いほどではないだろうというようなことは、統一見解としてはレベルが低いのですよ。やはりこういう議論ではないだろうと思う。

ついでに、今あなたが言われた、流れた川はやがて水蒸気になって上へ上がって雨になって降ってくるから、水は回るの、その意味ではきつといいことになるだろうという程度の話ではきつと無理なんだが、先般NHK側に答弁を求めたところが、さんざん、初めは二十億だったのが十五億になって三億になったんだからよろうみいたな答弁をしているわけだ。というふうな具体的には言っていないけれども、結局その経過が現実にあるわけだから、そういう話では困るので、質的には必要ならたくさん出さなければならぬし、不必要なら一円たりとも出してはならぬというのが議論のポイントですから、そこでNHK側がつけたのは、せっかく出すんだから還元してくれと言っている。あなたは、ぐるぐる回っていいことになると言った。どこへどう還元したのですか。

○白井政府委員 電波利用料の目的と申しますのは、一つはやはり、不法電波がいろいろ横行しておりますして正規の通信とか放送に妨害を及ぼしている、これを何とかなくしていこう、そのための監視施設の整備をするというように電波利用料の使い道として考えているわけでありまして、この点につきましましては決して、ぐるぐる回ってというよりもむしろ、少なくとも制度の仕組みとしては電波利用料の本来の目的でありますので、やはりNHKの放送、テレビジョン放送あるいはラジオ放送についてもいろいろな妨害が及ぶということもあつたりもしているわけでありまして、そういうような妨害電波をなくそうというこ

とのために使うお金であるという、これはまあ仕組みの話としてでございますけれども、そういうことのためのお金として利用料をお払いいただくのだということ、還元と言ふとちよつと言ひ過ぎかもしれないけれども、結局はきちんとした放送が流れるように、あるいはきちんとした放送を国民が聞くことができるようにするための一環としてとられていく制度でありますので、まあまあええ言葉でこの利用料の還元と申しますか、利用料の効果としてそういうことを考えているということでありまして、決してNHKの業務とは無関係のことだということでもないということ御理解をお願いしたいわけでございます。

○上田(哲)委員 結局、答弁は電波法の側から、電波料を取る側の議論を一生懸命言っているわけだから、これ以上進展しそもないんですね。私が言っているのは、しよせんそれはNHKというその存立についてのさまざまな議論が展開されている難しい時期にも当たっている中で受信料制度、そして受信料の性格、あるいは料額の意味、こういう問題の基本的な触れ合うところというところを指摘しているわけだし、それが今回こういう問題が出てくると放送法と電波法の関係にも及ぶであろうということを言っているわけで、これはもつと議論を続けることにしよう。

そこで、NHK側に出席をいただいておりますのは、前回の答弁は私はどうも大変あいまいだと思つていいます。どうも私一人で頑張つていても、NHK側がもうこれぐらいなら払いますと言われたんじや、これは話にならないわけだが、これは私のNHKへの愛情だということになると大変孤立的愛情感を持たざるを得ないんだけれども、この統一見解で、さつき指摘したように、本来は受信料は協会の業務の遂行に必要な範囲に限定されると郵政省も言っておるわけですから、そして、いろいろNHK側も話をしてきたがといて、まあ二十億から始まって、これは表に出てきている話ではないが、とにかく三億のところになったから、これぐらいならよろうというのではないだろう。

もつと本質的な意味でしつかりした御答弁をいただくことが一つと、それから、前回の御答弁でも還元をしてくれという発言がありましたから、じゃ還元というのは具体的にどういうことを望んでおられるのかという二点について御答弁をいただきたい。

○中村参考人 お答えいたします。

先ほどから郵政省からもる御説明がありますけれども、また私、昨年の五月にこの場で先生にもお答えしておりますけれども、基本的にこの電波料についてのNHKの基本的な考え方というのは現時点でも変わっていないわけでございます。それで、やはりこの増大する無線局という、非常に逼迫しております、私どものテレビ、ラジオあるいはその取材用の無線というふうなものに至るまで、時々不法的な電波で妨害を受けているということは事実でございます。そういう件数がやはり徐々にふえてきているということもあり、この電波料をそういうものを監視するということにお使いになるということが明確に御説明があつたわけでございますので、その基本的な考え方を私どもも理解をして応分の負担をするということに実は決めたわけでございます。

それで、額の大小という問題もございましたけれども、私どもは受信料の中からこの電波利用料を編み出してお支払いをしていくわけでございますので、やはりこの電波料の使われ方が視聴者に理解をいただけるということが大前提でございます。したがって、この負担についてはいろいろ要望も出し、郵政省とも慎重に議論もさせていただきましたけれども、その結果、三億弱という電波料を今年度も計上してお支払いをすることにしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、安定な良質な電波確保という観点から今後受信者に対してこの電波利用料についての御理解を得るべく努力をしていきたいというように思っております。

それから、いずれにいたしましてもNHKは放送法に基づいて放送しているわけでございますし

て、このNHKの自主性あるいは言論報道機関としての不偏不党の原則につきましては、今後その方向で放送を続けてまいりたいというように思っております。

○上田(哲)委員 何を言っているのかよくわからないですね。私は何とかしてNHKがあんまり金を取られないようにしてやろうと思つて頑張っているけれども、NHKの方が結構だと言っているから、これはもう何とも議論のしようがありません。私は、せめて受信料とは何かという基本のところをもう少し、安易な経営論や郵政迎合論でないところで展開してもらふことを主張し、この問題を持ち越したいと思つますが、答えてないのは、還元論はどうするのかというの……。

○中村参考人 還元の問題につきましては、この利用料が、先ほども申し上げておりますけれども、NHKに監視等を十分強化していただくというように含めて、良質な電波確保という観点からこの還元ということがNHKにもたらされるというように理解をしております。

○上田(哲)委員 やつぱりやがて川は水蒸気になつて雨になるという程度の理屈ですから議論にはなりません、今後の課題として私は受信料制度そのものの本質的議論を今後も展開することに、とりあえずきょうは先へ行きます。

NHKが来ているので、ついでにと言つてはなれませんけれども、最近NHKの将来構想について、NHK側がその見解を発表し、民放からも見解が発表され、また電波監理審議会答申等々さまざまな議論が交わされております。統つて一つだけ伺いたいのだが、音声放送メディアについては、現行三波を再編成し、一波削減の方向で検討するということが大変話題になつております。NHK、これはどういうことですか。

○中村参考人 お答えいたします。

実は昨年一年かけてましてNHKは今後の公共放送のあり方につきまして広く外部の意見を伺い、また有識者懇談会等の提言も得まして将来構想を

取りまとめたとし、二月に発表させていただきました。これはあくまで将来の構想でございますが、まだ具体的な計画があるわけでございせんが、いずれにしてもその中でNHKの保有メディアについて言及をしております。

それで、今先生から御指摘の音声放送につきましては、「今後の音声メディアの進展、技術開発の動向など音声放送をとりまく社会環境の変化、視聴者動向等を十分に見極め、現行三波を再編成し、一波削減する方向で検討する。」というようにここで述べております。

それで、先ほど申し上げましたように、まだ具体的にどうするかというところは議論が進んでいくわけではございませんし、この将来構想につきましては、これから広く国民の方々の御意見を伺つていこうということで今いろいろな方から意見を集約している段階でございすが、ともかく、いたずらに事業を拡大することなく、国民の意向や今後のメディア環境を見据えながら検討していきたいというのが現時点での基本的考えでございます。直ちにメディアを削減するという具体計画を持っていくわけではございません。

○上田(哲)委員 郵政大臣が、NHKのテレビ一チャンネル削減は将来に向けての検討課題というふうな発言をされておりますね。これはどういう意味ですか。

○小泉国務大臣 いたずらに業務の拡大を図ることとばかりでなく、民放と相協調して発展していくという視点からも考えまして、質の向上等を考えまして再編を考へてもいいのじゃないか、そういう趣旨であります。

○上田(哲)委員 郵政省、民放連が一波削減を打ち出していますね、これはどういう内容ですか。

○白井政府委員 大変申しわけございませんが、放送行政の担当の者が来ておりませんので、私無責任なことを申し上げるのはいかがかと思つたので、また何らかの別の機会にその辺についてはお答えをさせていただきたいと思つています。

○上田(哲)委員 郵政大臣、そういう声がいつば

いあるわけですね。いたずらに拡大ではなくて質をと言われる。検討しようと言われる。そこで統つて何うのだが、それは、このままいくとたまた巨大になるだけで質が落ちる心配もあるんじゃないかと、御認識か、あるいは、財政的な負担その他の問題があるという御認識なのか、その辺の理由づけといひますか考え方と、それから、検討すると言われる時期や手順ですね、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○小泉国務大臣 時期とか手順というのはまだ定かではございませんが、いろいろな放送に対する国民の要望というのはどういう点にあるのか、またNHKの財政状況も見なければいかぬ、同時に民間との均衡も考えなければいかぬ、そういう観点から、ただあれもやりたいこれもやりたい、拡大したいというのはいかがなものか、ここら辺で一歩踏みとどまつて、公共放送、NHKと民間、総合的な立場から今後の再編等を考えてもいいのじゃないか、そういう趣旨で御理解いただきたいと思つています。

○上田(哲)委員 そうすると、今のニュアンスは、そう近くはないがそう遠くはないところで検討課題だということに受け取れるのですが。

○小泉国務大臣 近い将来できればよし、検討の結果がどうなるかということだと思つたのであります。

○上田(哲)委員 NHKに何うが、NHKが言っているのはテレビではないですね。それで今のお話は、民放はテレビを言っているわけですね。その辺はどうなんですか。

○中村参考人 将来構想の中で私も述べておりますのは、公共放送のメディアは将来にわたつて固定的なものではないだろう、メディアの進展状況などを考慮してNHKは放送メディアやサービスのあり方を常に検証していかなくちゃならぬだろう、そしてテレビ放送については、衛星放送が地上放送とはほぼ同程度まで普及することとなつた段階で、現在の地上、衛星放送の役割とサービスのあり方を再検討して、それぞれの波の編成内

容も含めて抜本的な再編成を検討しよう、これがNHKの将来構想の今日時点でのNHKの見解でございます。

○上田(哲)委員 もう一問、郵政大臣の先ほどのお話では、財政的にも削減の必要があるのではないか、こういうことがありましたか、いかがですか。

○中村参考人 お答えします。

NHKの事業運営はもうほとんどが受信料に頼つておるわけでございすが、NHKの放送サービスというものがいずれにしても受信者に納得を得るサービス内容でなければならぬわけでございすが、先ほど申し上げましたように、いたずらに事業を拡大することなくというのは、やはり受信料が適正に使われ、その受信料で受信者が十分な放送を通じてのサービスを多とするということが基本であるかと思つています。

なお、今後、衛星の問題を初めハイビジョン等の問題も多々問題として抱えております。こういうようなことから問題に対してどういうふうか、この受信料というものを維持できていくのか、財政を維持できていくのかというの、先生の御指摘のとおり大変大きな課題だろうというように思つております。(上田(哲)委員「難しいということですか」と呼ぶ)どういうふうか、ハイビジョンを進展させていくかということについては、いずれにしても財政措置等をどういうふうか、いずれにしても、これからの大きな課題だろうというように思つております。

○上田(哲)委員 短い時間で余り大事なことは詰めないことにします。一点だけ、郵政大臣、NHKが言っているのはラジオなんです。それで大臣の言われるのはテレビの方なんです。この辺のところの話はどうなるのか。

○小泉国務大臣 音声の方もNHK第一、第二、FMと、テレビの方も一チャンネル、三チャンネル、二とある。両方検討する必要があるのじゃないかと私は思つております。

○上田(哲)委員 重大問題ですから、きょうはこ

の辺にしておきましょう。

本法案について議論をいたします。

不法無線局というのは定義はどういうものですか。

○白井政府委員 これは法律上の定義ではございませんが、言葉の使い方として一般的に私どもは、不法無線局というのは、免許を受けていないような無線局を不法無線局というような呼び方をしております。ほかに違法無線局というような言葉を使うことがございますが、違法無線局という場合には、免許の条件に違反して電波を出しているような無線局を違法無線局などという呼び方をしているということでございます。

○上田(哲)委員 やはり法律ですから、その定義というのははっきりしていなければいけないと思うのですが、明確な定義はないのですか。

○白井政府委員 二、三年前に新しく法律改正をさせていただきまして、いわゆる不法開設局というような用語を法律上は載せさせていただいております。

○上田(哲)委員 その不法開設局と不法無線局というのは同じですか。

○白井政府委員 同様のものと御理解いただいていると思います。

○上田(哲)委員 はい、わかりました。

それでは、その不法無線局ですけれども、これは不法開設局についていえば、開設と運用の両面で問題となるわけですね。それでいいですか。

○白井政府委員 そのとおりでございます。

○上田(哲)委員 私は、放送に特にお伺いしたいと思うのですが、その不法開設局があるいは不法無線局がどういう障害を与えている、実態をいかんが説明してください。

○白井政府委員 NHKの放送についてもそうですが、NHKの放送の放送中に、その電波の中に無線での妨害が入ったり、場合によると放送をいっば横取りするような形で別のアナウンスをする。一番ひどいものになりますと、受信料をもつと下げろというような放送が入ったというような

事例もあるやに聞いております。

○上田(哲)委員 じゃ、もうちょっと具体的に聞きたいのですけれども、ダンブですか。

○白井政府委員 発信源は必ずしもつかまえておりませんが、一般に不法無線局の場合は、私どもとして承知いたしておりますのは、トランクなどの動きます車に搭載をいたしまして不法電波を発するの件数としては大変多いというふうな承知をいたしております。しかし、必ずしもその不法電波というのは移動している自動車にも限りませんで、言葉として適切であるかどうか、いわゆるマニアのような人が自分で無線機を改造したりつくったりして、それで不法電波を発しているというようなケースもあるようでございます。

○上田(哲)委員 先ほどの話だと、三万ぐらいあってそのうち三千ぐらいを取り締まっておる。単位が違うのじゃないですか。今百万ぐらいという数字があるのじゃないですか。

○白井政府委員 百万という数字はいろいろなことから実は推計をした数字で、恐らく百万ぐらいあるのではないかとと思われるということでございます。

それから三万という数字は、実はいろいろ日常の業務の中で地方の電気通信監理局が電波の監視をしているわけでありまして、その監視をしている中で、明らかに不法無線だということまでキャッチできたのが約三万だということでありまして、三万のうちその発信者が特定できて、場合によると送検をするとかいうような、摘発をするとかいうようなことをしたというのが全部で三千三百ぐらいだということでございます。

○上田(哲)委員 私は取り締まりという言葉自体に余りなじまない方なんですが、そういう立場でいいますと、三万と百万には随分その実態把握についてもギャップがあり過ぎるわけだし、実際それをどういうふうに取り締まるかということになるとお手上げじゃないのか。

例えば、あなた方がやっておられるのは、お巡りさんがやる検問と一緒に立ち会わせてもらっ

て、できるだけ道具立てを使つてやる。それは、遠隔方位測定装置、こういうのがあるようですね。

これは大変精緻な機械のようだけれども、一つ三億円もするわけで、例えば東京なら東京でこれを有効に使うには幾つぐらいあつたらいいだろうかとか試算してもらったところが、どうしても十ぐらいは要るのかな、大体間違いないでしょう。それだけでも三十億要るわけで、とてもじゃないがこういう費用とか、それから人員、やれないのだな。

だから、これはどうも私は、一罰百戒というようなこと以外には、こういうものを取り締まる——取り締まれ、取り締まれと言っているわけじゃないんですよ、実態として難しいんじゃないのか。その辺は途方に暮れているというのが本当じゃないかと思うのだけれども、法案を出して断固やると言っているのとどうも実態とはよくわな

いことになるのじゃないかなと思つてゐるのだから、どうですか。

○白井政府委員 不法電波に対する対策というのは実はいろいろあるわけでありまして、電波利用料を原資といたしまして監視施設を整備するというのは、実は現に行われている、不法電波を発信源をキャッチをいたしまして、この電波を発した人に対して法律上の措置をきちっとするというようなことによつて、電波の不法利用というのをなくそうというふうなアプローチであります。

それから、今回電波法の改正案でお願いしておりますのは、今度は、そうした不法電波を発する可能性のある無線設備を販売するときに、販売の段階で、できるだけこの不法電波を発しないように必要な告知を小売業者の方にやっていただくと

いうようなことを今回の法案でお願いしておるわけでありまして、電波の実際の監視と今回の法案でお願いしていることはまた別のことでありますが、結局、その不法電波をなくそうということのためにいろいろな手だてを講じてやっていくというより仕方がないと思うわけでありまして、何か一つの手段ですべて不法電波をなくして

しまふというようなことは、実際問題として難しいと思うわけがあります。

したがって、ますます電波の利用というのが盛んになってくるだろうというこれからのことを考えますと、この不法電波をなくすということのためにいろいろな手だてを講じていくといううなことが必要ではなからうかと思つてゐるわけでありまして、今回の御提案申し上げている内容も、それだけですべてをなくすことができるといううな手だてでは決してないわけでございますけれども、今までなかった、販売の段階でたいてい申し上げたような告知というようなことを小売業者の方に御協力をいただいてさせていただくことで一つの不法対策を講じようということでございます。

○上田(哲)委員 白井局長の顔を見ると余り議論が突き詰められないんだけどね、困つた困つたという顔をしてゐるので、これはできないのですよ。だから、私は反対しているわけじゃないんだ。だけれども、一生懸命やっても、これは大変だな、太平洋に小舟でこぎ出すようなものじゃないかという実態、例えばこれで予算も、それから人員も、とてもじゃないけれども大変だなということをやつてゐるわけですね。

これから何とかするんだという話なら、NHK、これによつてどういふ放送障害に困つていますか。どんなことがあるかを簡単に言つてくださ

い。

○中村参考人 具体的に今ここで場所とか被害の状況を申し上げるデータを持っておりませんけれども、先ほども郵政省の方から御説明がありましたけれども、微弱なテレビの放送局の近くで強力な電波を出されて映像、音声が乱れるということは何件かございます。

それから、先ほども触れましたけれども、取材時の取材無線の中に、また他局からの同じ周波数で妨害が入ってくるというケースは、これは比較的多うございますけれども、直接放送電波ではございませぬのでその場限りで終わつてゐるという

ケースもかなりございます。(上田(哲)委員「妨害ですか、障害ですか」と呼ぶ)本来ですとNHKが使っている電波と同じ周波数で、ほかから来るはずがないものが、同じような周波数で妨害を受けるということでございます。

○上田(哲)委員 そこで、局長がしきりに言われた告知義務とか、本当にもとから押さえるという立場であれば、製造、販売、使用の三面を押さなければいけません。それは製造あるいは販売の自由というようなものとの関係が出てくるから、それはまた何でも上から押さなければいけません。そこにはならない議論は別にありますけれども、それが今回は販売規制のところ、指定無線設備という概念で告知義務を設けた。告知義務というのは接点でしよう。接点だらうけど、告知しますか。とにかく今並べてじゃんけん軍艦マーチ鳴らしてそれいけそれいけとやっているところ、これ買った人はこれをやらないと大変です。やなくて売った人は、売り上げ減るでしょう。そういうことを、業者を悩ませているわけじゃないけれども、こういうことで済むんだらうかなという点は、どう思いますか。

○白井政府委員 この点はまさに上田先生おっしゃいましたように、本当からいいますと、製造の段階とかあるいは販売の段階で疑わしいものはすべて網にかけてしまおうというのを、これは確かに効果としては大きな効果が期待できるかと思うわけですが、やはり今日の御時世で、疑わしいものをすべて網にかけてしまおうというわけにもなかなかないということもあるわけでありまして、まさに先生がおっしゃいますような、実際に運用をしている段階で不法電波をきちんと把握するというのは、先ほど来申し上げている、いわゆる監視というようにことで表現しているものであります。

製造の段階については、勧告公表制度というのがこの法律の中にも一つあることはあるわけでありまして。ただこれは、現実に販売されている機器によって実際に不法電波が横行しているというよ

うなことがかなり現実化しているときに初めて勧告公表制度を発動するというところで、販売とか製造に対する規制としては非常に限定した形になっております。

そこで今回告知制度という形でお願するというのは、一番不法電波として利用されやすいパーソナル無線などにつきまして、そのような無線設備を販売するときに例外なくすべて、買う方に小売業者の方が、このような設備を利用するときに免許手続が必要ですよというように話を話していただくということでございます。

それじゃ、ただ話すだけで不法電波がなくなるのかとか、本当にきちつと話してくれるというような担保があるのかという問題は確かにあるわけでありまして、しかし、そうしたことを法律上義務づけるといいますか、必ずやっていたらという仕組みをとることにしまして、改めて免許が必要だとか、免許を得ないで電波を出すということになることはもう不法電波ということを取り締まりの対象になるのかというように、これを、いわばその時点で一歩立ちどまって思い起こしていただくというようないかなにかというものは、決してばかにできないのではないかと、このことを期待しておるわけでありまして、どうしても小売業者の方の御協力のもとでできない制度でありますので、余り過大なことを小売業者の方にお願いをするというわけにもいかないと、このようなことで、いろいろ関係のところとお話をした結果、ただいま御提案申し上げておるような内容のものが、できる最大限のものではないか、また、御協力いただける最大限のものではないかということと法律案に盛り込ませていただいたわけでございます。

○上田(哲)委員 そうだと思えますね。この辺が盛り込める最大限だろうというところは私は了解しますよ。しかし効果のほどは保証したいという不安もあるだろうから、そこはひとつ行き過ぎのないように、しかも効果が上がるようにせつかく御努力をいただくところが、今の段階の、

法制定の段階での理解だと思えます。その意味では私は賛成をします。

最後に、ほんのわずかな時間ですけれども、ほかの機会がありませんのであわせてお伺いしたいのですが、私、先回のこの場の議論で、第三種郵便物について質疑をいたしました。第三種郵便物を大事に議論をしたわけで、これは今の電波の全きを期するというと同じ哲学だと思っているのですが、郵便、とりわけまた第三種郵便というものの制度の精神は、まさにサービス、公共サービスのことで、恩恵の供与ではない。これは当然のことだと思っております。その点は何回も議論したのでありますけれども、この場の議論と実際にそれが運用されることとの乖離は甚だしい。これはやはりもう一遍もとへ戻らないと国会の議論が意味がないことになってしまおうというふうに思うのであります。

具体的には、ここへ持ってきたのは、こういう紙が当局から配られるんですよ。これは全く取り締まりの指令書なんですね。こういう形で、これはサービスである。例えば弱者、身体障害者、心身障害者、あるいは政治活動なり、そうした運動、活動に対しては、三種の規定によって大いに活発化を期したい、こういう趣旨であるはずなのに、まけてやっておるぞ、まけてやっていると、これはこちらの言うことを聞かなければ云々、こういう雰囲気非常に広がっているということに憂慮するものです。

その点について、基本的にこの前の答弁を確認することになるに尽きるのですが、末端に向かつてそういうことが波及してしまっていることへの反省も含めて、しっかりと御見解を伺っておきたい。

○上野(壽)政府委員 お答えいたします。昨年の郵便法の改正につきましては、審議の際に先生の方からるそういつ御指摘があったわけでございますけれども、第三種郵便物の認可をした定期刊行物がその条件を具備しているかどうか、この監査を適正に行うことができるような監査体制の整備充実、これを図ることが趣旨でございまして、言論の自由を抑圧するとか、あるいは資料の提出等に当たりまして強要にわたるようなことがあってはならないというふうに考えております。現場においての実態が国会における議論と離れた実態があるというふうな御指摘でございますけれども、もしそういうことがあるとすれば、それは本意ではございません。私どもも、運用に当たりました、制度の趣旨を十分踏まえまして、その趣旨が誤解されることのないように、これまでも郵政局、郵便局を指導してまいりましたけれども、今後におきまして、そういった趣旨を十分徹底してまいりたい、こんなふうに思う次第でございます。

○上田(哲)委員 御答弁はそれでいいのですよ。ですから、それをひとつ具体的に指導していただいたいと思うのですが、具体的な点を二、三点だけ指摘しておきますと、この紙の中には、例えば「印刷・製本代金の領収書、納品書(代金が明記してあるもの)又は領収書(部数が明記してあるもの)」などを、いっばいあるのですけれども、提出しない、こういうことになるのです。これは指示しているのですか。

○上野(壽)政府委員 お答えいたします。私ども、監査のための必要な書類の例示をいたしまして、今先生御指摘になりましたような点を発行者の方に発表しているということでございます。

○上田(哲)委員 もっと問題なのは、入金台帳、購読者台帳の写しも出せ、部数も出せ、こうなっているのですよ。例えば、ほかの例を言っているけれども、政治家が一生懸命政治活動をやっておる、この名簿を全部出さないやんということは問題ですね、大臣。こういうことが具体的に全部出ているのですよ。こういうことまでやって、これがなければ認めないよということになるわけですから、これは問題だと思えますね。大臣、いかがですか。

○小泉國務大臣 今言ったような点、確かに問題点もあると思えます。どのような趣旨でそういう

のが認められたのか、そして実際の運用が違っているのかということ、細々とやっているのだと思いますが、趣旨を生かすように、また言論の自由が阻害されないように、適切な指導、運営が必要だと思っております。

○上田(哲)委員 それでいいので、事務当局、何かあるといけないから……。

○上野(壽)政府委員 お答えいたします。

有料発行性を証明する資料といたしまして、今先生がおっしゃったような会員名簿というようなものを例示として挙げておりますが、これでごなければならぬというような指導ではございませんで、ワン・オブ・ゼムとして挙げてあるということとを御理解いただきたいと思います。

○上田(哲)委員 それはそこでそう言っているも、川上ではほんの一粒の水でも下に行けば大河になるんですよ。だから、上から下へ流すときには、これはほんの例示でありまして、これでなければならぬ、これは気をつけなければいけないですよ。悪用されてはならない例示はめったに使ってはいけません。ワン・オブ・ゼムだと言われたから、そうであれば、もっとソフトなワン・オブ・ゼムを出すのでないかと、下では、これを出さなければだめだということになるんです。なっているんですよ。しかもそれが苛斂誅求、非常に厳しくやってくる。ちよつとずれても、もうこれはだめだという話になる。前回もここでは、出す気があれば、郵便局へ持っていかなければ、あるいはどんな形式であっても、それをすぐ取り消しなどというときには絶対しないんだと何遍もここで言っていたわけですから、こういう例示そのものを再検討もし、ぜひひとつ三種の精神で、十分にお金がかかったり、公共のために活動する人々に対して、サービスをする、基本的にそういう立場だ、これは恩恵の供与ではなくて国民へのサービスであるということ、今の事例を含めて、最後に確認をしてください。

○上野(壽)政府委員 お答えいたします。今後の指導でございませうけれども、今までやっ

たつもりでございませうが、そういった点が十分でないということも踏まえて、今後も必要に応じて、あるいはいろいろな指導あるいは通達等を発出し、あるいは会議も開催をして、この趣旨が徹底するように取り組んでまいりたい、こんなふうに思います。

○上田(哲)委員 結構です。下をいじめないように。悪いのは指導監督なんだから、そこをひとつしつかり肝に銘じて、国民生活のために、あるいは国民諸活動のために役立つような郵政として御努力をいただくようお願いいたします。

○亀井委員長 次に、田中昭一君。

○田中(昭)委員 電波法の一部を改正する法案です。できるだけその範疇の中で質問をさせていただきます。

まず第一は、提起をされている法案の改正点について、おおむね理解をするという立場でございませうけれども、なお改正内容について十分に理解をするというところで、数点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、改正の内容の第五条第二項の関係でありますけれども、「アマチュア無線局並びに陸上を移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局及びこれらの無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局について、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないうこととする」ということです。

これは、アマチュア無線局その他の無線局について、相互主義によつて従来まで外国人などを免許申請の欠格事由としていたことを今回緩和するという提案だと思ひますけれども、三点について考え方を伺ひたいと思ひます。

その第一は、今日までなぜこの規制を行ってきたのか。これは長い間規制を行ってきたわけでありまして、それはなぜなのか、その理由をまず第一にお聞きをしたいと思ひます。それから二つ目に、今回緩和をするわけですが、相互主義

についての国際的な今日の傾向について少しお尋ねをしたいと思ひます。それから三つ目でありませうが、第一点の質問と関連をするわけでありませうが、今回規制緩和を行うこととした理由、これをもう少し明らかにしていただきたいと思ひます。第五条第二項の問題について、三つについて少しお聞かせをいただきたいと思ひます。

○白井政府委員 田中先生の御質問にお答えする前に、先ほどの上田先生の御質問に対するお答えの中で、ちよつと間違つておりました点がありましたので、この際、一言だけ御発言をお許しいただきたいと思ひます。

不法開設という言葉について、実は、不法開設という言葉自体は今回の法律案で初めて使わせていただいている言葉でありまして、考え方は前にもあったわけでありませうが、言葉としては、不法開設という言葉を使つたのは今回の改正案が最初でありましたので、改めておわびして訂正をさせていただきます。

田中先生の御質問でございませうが、今回の改正案の五条二項に關係する部分で三つのお尋ねがございました。

なぜ今まで相互主義をとつていたのかというのが第一点のお尋ねでございませうが、このことにつきましては、電波というものが非常に限られたものであるということから、この利用につきましましては自国民を優先して使つてもらふというような考え方がありまして、そうした考え方のもとで、一部の無線局、つまりアマチュア無線局とかあるいは陸上移動関係の無線局については、相手国で我が国の国民に対しても認めてくれるようであれば我が国でも認めることにしようというような緩和措置をとつたということでありまして、もと

とは、電波というのはそんなに無限にあるわけではないので、自国民に使つてもらふということ、を最優先にしようという考え方がもとにあったというふうな理解をいたしております。

それから二つ目のお尋ねは、国際的な傾向はどうなつていのかということでありませう。一つ二

つかいつまんで申し上げますと、アマチュア局についてであります。相互主義によらずに外国人に対しても認める、つまり今回の改正案と同じような取り扱いをしている国であります。アイルランド、イギリス、オーストラリア、オランダ、シンガポール、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、アメリカ、ベルギー、ルクセンブルク、こんな国が今回の改正案と同じような取り扱いをしているということでございます。

それから、その他の陸上移動関係無線局についてであります。ちよつと厳密に比較をしておりますが、恐らくこのアマチュア無線局と同様の状況になつていようと思ひます。

それから三つ目の、今回緩和する理由はどういうことかというお尋ねでございました。先ほどの御答弁の中でも申し上げましたけれども、いわゆる規制というもののについては、もちろんできるだけ、条件を整えれば少しは緩和をしようというのが私どもの立場であります。あえて申し上げますと、アマチュア無線とかあるいは陸上無線につきましましては、日常の、例えば荷物の配送でありますとか、あるいは物品の販売などに使つていけるケースが非常に多いわけでありまして、そういうものについて外国人の方から、自分たちもそういうものについて免許を得て使えるようにしてほしいという御要望が幾つかありまして、そういう御要望におこたえする必要があるというやうなことが今回御提案を申し上げた契機になつたというところでございませう。

○田中(昭)委員 相互主義の立場で、規制が厳しくて全くできないというやうな国はまだあるのですか。

○白井政府委員 もちろんそういう国もないわけではございません。相互主義により外国人に対してもアマチュア局の無線免許を付与することとしている国としては、インドネシア、スイス、マレーシア、フランスなどが相互主義をまだ今日でもとつておると承知いたしております。

○田中(昭)委員 わかりました。

では、次の改正点ですが、第六条及び第七条第一項について、四つほどお尋ねをしたいと思います。

放送をする無線局以外の無線局に対して、無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法を添付書類から記載不要とし、また、財政的基礎に関する審査を行わないというのが提案の趣旨だと理解をいたしますが、第一は、それぞれこの簡素化を行う理由をもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。それから第二点ですが、今日までなぜこれを必要としてきたのか、このところをもう少しはつきりさせていただきたいと思えます。それから三つ目は、放送局については今回の改正事項から除外をしているわけですが、これはどういう理由なのか。それから四つ目は、トータルとして、関連しまして、無線局の免許申請などの審査に対する基本的な考え方、これをお聞かせいただきたいと思えます。

第六条及び第七条第一項に関連をいたしまして、四つ、簡単に聞かせをいただきたいと思えます。

○白井政府委員 今日まで財政的基礎を審査の内容にしている理由がありますが、これは、免許をしたにもかかわらず、いつまでたっても無線局が開設されないとか、あるいはその無線局を使って電波を発信するというようなことをしないというふうなことになるように、その部分の電波が結局死蔵されるといいますか、使われないままほっておかれる。ほっておかれると、その電波を使いたい人がいたときにも、ほかの人にもう既に免許をしちゃっているからということで、新たに使用したい人が出てきてもその電波を利用することができないということになるおそれがあるということから、そのようなことを審査の内容にしておいたわけでありまして、なぜ必要かということも、結局はただいま申し上げた理由からだということになるわけでありまして。

それから、三つ目のお尋ねの放送局についてで

ありますが、実は放送局につきましては、放送用の周波数というのが極めて限られておりまして、ある周波数についてこれをテレビジョン放送ならテレビジョン放送用の周波数として認めることにしたというふうな決定がなされますと、その電波を利用して放送局を開設したいという希望者というのは今日でも大変多くあるわけでございます。しかも放送というのは、これはあえて申し上げますと、その地域の不特定多数の方、すべての方々に放送を流すということをしていただくための電波でありまして、この電波について事実上、免許を受けながら放送をしないままというふうなことになるように、何のために放送の周波数を割り当てたのかということにもなるものですから、放送局のような非常に影響の大きいものにつきましては、なお今後においても財政的基礎の審査をするということが必要であろうということで、今回の改正案では残すということにさせていただいたわけでありまして。

そこで、全体として免許申請についての審査の考え方はどうかというふうなお尋ねでございますが、これは免許あるいは電波法に基づく規制のあり方に関する問題に結局は帰着するわけでありまして、電波というものが非常に限られている。限られているのをできるだけ多くの方に使っている、だくというこのためには、その使い方について決められた使い方を守っていただく、あるいは秩序のある使い方をさせていただくということがどうしても必要でありまして、そうした秩序ある使用に言っている内容は考え方になるのではないかと考えております。

○委員長退席、川崎(二)委員長代理着席

○田中(昭)委員 わかりました。

では三つ目に、これも改正点でございますが、三十八条の二の七項について改正点が出されております。これも簡単に四点についてお尋ねをしたいと思います。

技術基準適合証明を受けた無線設備の変更の工

事をしたとき、その表示を除去する、これは当たり前のことであると思うのですが、今改めてこれを明文化する理由というのは一体何なのかということをお尋ねをしたいと思います。それから二つ目に、郵政省令で定める方法で除去する、こうなっておりますが、郵政省令で定める方法とは一体どういうことなのか。それから三つ目、ここで言う変更の工事というのは一体どういうことなのか、具体的な内容。それから四つ目に、表示の除去義務に違反した場合にどういう罰則になるのか。この四つを簡単に聞かせをしたいと思います。

○白井政府委員 まず、除去しなければならぬというところは当然だと思われけれども、なぜ今日明文化するかという御指摘でございますが、確かに技術基準適合証明に合っていないようなものについては、技術基準適合証明を受けた機器でありますという表示を残しておくのはどういたしかねないわけでありまして、それが、ただおかしただけではなくて、いわば改造をしたことをカムフラージュするような手だてに使われてしまつとか、あるいは機器を購入される方が、まさに本当は技術基準には合っていない機器であるにもかかわらずそういう表示が残されているために、いかにも正規の無線機器だとだまされて買ってしまったというふうなことが現実にあるものでありますので、こうしたものを、いわば当然のことではありますけれども、この除去を改めて義務づけるというふうなことを今度の法律案でさせていただいたわけでありまして。

その義務づけをするからには、当然その義務に違反して、つまり変更の工事をした、あるいは改造をしたにもかかわらず表示をそのまま残しておくとすることは、そのこと事態が法律違反ということになりますので、罰則が科せられるということになるわけでありまして。

それから、省令によって除去の方法を定めるといふことになっておるが、どういふような内容の省令をつくるのかというふうな趣旨のお尋ねだつ

たと思えますが、これは、例えば罰則とか、表示が張つたものであれば、それをきちんとはがすとかいうような、極めて技術的な内容のものを省令で定めたいというふうな思っております。

それからもう一つは、違反した場合の罰則であります。今回の改正案で、百十二条で五十万円以下の罰金ということで提案をさせていただいております。

変更の工事についてのお尋ねもございました。変更の工事というのは、実は技術基準適合証明を受けるときに、この無線機器はどういう設計でつくられた無線機器であるかということを出していただいて証明を受けるわけでありまして、その設計の内容と違ったような改造を行ったときに変更の工事にあたるといふことであります。実際に自身が全く変わらぬような単なる修理というものは入りませんが、設計書と違ったような内容のものになる場合は変更の工事にあたるといふことで、適合証明を除去していただくということが必要になるわけでございます。

○田中(昭)委員 最後ですが、百二条につきましては幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず第一ですが、不法無線局で特定の範囲の周波数の電波を使用するものが著しく多数存在すると認められるという、この状況というのはいくつかの状況を考えているのか、これをひとつお聞きをしたいと思います。

それから二つ目は、「特定不法開設局が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備が広く販売されているため、特定不法開設局の数を減少させることが容易でない」と認めるとき」というのはどういふような事態を想定しておられるのか。これは二つ目、お聞かせいただきたいと思えます。

それから三つ目は、「特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定する」と言っているのですが、この指定する内容とは一体何かをお聞きをしたいと思います。

それから四つ目は、指定無線設備の免許情報告知制度を導入する理由を聞きたいと思ひます。

それから五つ目は、違法無線機器それから指定無線設備について、製造及び販売段階において規制をしたり法的措置をもつと講じるべきじゃないかという考え方を持つのですが、これができないのか。この点についてお考え方を少しお聞かせをいただきたいと思ひます。

○白井政府委員 最初の部分をちよつとまとめてお答えをさせていただきますと思ひます。

いわゆる不法電波あるいは不法無線と言つておるものでありますが、一般的には不法市民ラジオと言われるもの、あるいは不法パーソナル無線と言われるものが実は大半を占めておりますが、それらの機器が発します電波というのは特定の周波数帯に固まつておるわけでございます。実際に大量生産をされている無線機器の一部を簡単に改造をして不法電波を出すということをやつておるようでありまして、そのために不法電波が発せられる周波数帯というのがかなり限定をされておると思ひます。その結果、たゞいま申し上げましたように、いわゆる市民ラジオの周波数帯であります二十七メガヘルツ帯を利用したいいわゆる不法市民ラジオとか、あるいは九百メガヘルツ帯を利用したいとした不法パーソナル無線というのが実は不法無線の大半を占めておるわけであります。

そうした特定の周波数帯に偏つて不法電波が出されるという点に着目をいたしまして、そうした周波数帯の電波を出すような無線機器を特定無線設備ということで指定をいたしまして、そういうような無線機器を販売する場合に限りまして、無線機器全部を対象にするわけではなくて、そうした危険性が極めて高い無線機器に限定をして、小売業者の方に御協力をいただいていろいろ告知義務などをしていただくということでありまして、そうした前提として、この特定の周波数帯がどこであるかを考え、また、その周波数帯を利用して電波を発する無線機器がどの種の無線機器であるかというようなことを考えて、最終的には、先ほ

ど申し上げたように小売業者の方の御協力で告知をしていただくというような制度の仕組みをとつていくわけでありまして、

そこでその告知の内容であります、これは一口に申し上げまして、販売をしようということで、お客さんが見えたときには、まず、この無線機を使つて電波を出すときには免許が要りますよというふうなことを念のために言つていただく。これは、実はパーソナル無線というのは簡単に免許が取れるような仕組みになつておりまして、そのために逆に、実は免許を取らないでそのままパーソナル無線を使つておるというようなケースが大変多いものですから、そんなに煩瑣な手続ではございませんので、免許手続が要りますよということをやらず買おうというお客さんに言つていただく。それから、いざお客さんが買うということになつたときには、実は免許手続はこういふふうにしてとればいゝとか、あるいは免許の申請はどこに出せばいいとかいふようなことをお客さんにお話をしつて購入をしていただくというふうな仕組みをとつておるわけでありまして、

それから、製造、販売の段階でもちよつと具体的な対策をとるべきではないかというふうな話もございました。実際には製造の段階で既に不法電波に利用されるというような機器の製造というのがなされるということも皆無ではないと思ひます。そういうふうなケースもあると思ひます。また販売の段階ということになりますと、実は不法電波を発することがかなりはつきりしておるようなものが販売を實際にはされておるということも確かにあると思ひます。そのようなことについてきちつとした対策をとろうということになりますと、どうしても不法電波を出す可能性の極めて少ないようなものもすべて十把一からげにして全体に網をかかせると思ひます。不法電波に利用されるおそれのある機器については製造も販売もすべて規制をかけてしまふというふうな仕組みでもとらないと、きちつとした根本的な製造、販売段階の方策にはどうもなり得ないと思ひます。

ということになるわけでありまして、この点がなかなか、そこまでやるということについてはどういふものかというふうな御意見も実はまた他方にはあるわけでありまして、率直に申し上げて、多少手ぬるいような感じもしないわけではありませぬけれども、小売業者の方に御協力をいただいて、先ほど来申し上げておりますような告知をしていただくというふうなことが、今日の状況の中ではできる最大限のことかなということと考えております。

もちろん、この点についてはこれですべて百点だということではありませぬので、今後の事態の推移というのを見ながらまた必要な対策を講じていただくとお聞きをいたしております。今日、段階では、いろいろな方の御協力も得なければならぬということも考えますと、この辺がでる範囲での最大限のものかなというふうなことで御提案をさせていただきます。田中(昭)委員 それでは、以上法案の改正点について理解をいたします。

直接法案に関連がございませぬが、電波に関連する問題として幾つか質問、御意見を申し上げます。先般、電波利用料金を取るという問題、いわゆる電波利用料創設に当たつていろいろ議論をいたしました。この際、附帯決議におきまして、不法無線局の急増の実態などから監視体制の強化、違法無線機器の法的規制を含め有効な対策を早急に検討するということを決めたわけですが、電波利用料の用途については、大きく分けまして、電波監視体制の強化、それからもう一つは、かなり急増する無線局の免許関連業務など総合的な電波監視システムをもつと充実する、大きく分けると、この二つが大きな目的であつたと思ひます。そういう意味で、まず第一の電波監視体制について、現在の電波監視体制の組織の現状であるとか従事員数、施設状況、それから、今後、電波

監視体制を強化していこう、それから監視施設も拡充をしていこう、こういう計画がかなり段階的にあると思うのですが、この点について少しお聞かせいただきたいと思ひます。

あわせて、先ほど議論があつたようにですけれども、最近における特徴的な電波法違反の実態であるとか、それから不法無線局の実態であるとか、無線通信における盗聴問題の現状などトータル的に、今後のこの監視体制の強化、施設の拡充とあわせて、一方では電波法違反の実態、これに対応することが可能なかどうか、このういふ関連を含めまして、時間もございませぬが、トータル的に少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○白井政府委員 現在のいわゆる電波監視のため体制であります。現在、全国に十カ所の地方電気通信監理局及び沖縄郵政管理事務所がありまして、そちらの方で幾つかの担当課を設けまして、電波の監視の仕事をしてもらつております。職員数は全国で三百名がこの電波監視の仕事を受け持つておりまして、施設としては固定監視施設が十四カ所に設置をされております。それからさらに、電波監視車と申しまして電波監視を行う自動車でありまして、これについては四十台が監視の仕事に使われる自動車として使われております。ただ、そのような状況だとしても監視のできる地域というのが非常に限定されてくるわけでありまして、特に固定監視、つまり動かない監視施設によつて監視できる範囲というのは極めて限られてくるわけでありまして、それ以外のところの電波監視というのは結局、電波監視車というふうな自動車の出動によつて監視業務を行わなければならないということになるわけでありまして、これでは必ずしも十分な効果が期待できないというのが率直な状況でございます。そこで、本年度から実施をさせていただきます電波利用料制度というものを利用いたしまして、電波監視施設の拡充をするという計画を私どもとしては持つておりますが、まず本年度は遠隔

方位測定設備というようものを四地域に整備をさせていたが、常時不法電波を監視するといふような施設を本年度は四地域に整備するといふことを考えておりますが、今後何年かかけてさらにこうした施設の整備を図るということをやつていきたいと思つております。

それから、ただいま申し上げました遠隔方位測定設備ほど精緻な設備ではございませんが、ある程度不法電波が発射されていることを確認できるための遠隔受信設備というようものをほかの十数都市に整備するということも考えております。その他、固定の施設としては、短波を監視する設備でありますとか空港を監視する設備についても整備を図つていきたいと思つております。さらに、電波監視をする車、電波監視車につきましては、かなり機能の高度化した監視車を六台ほど本年度は整備をしたいということで予算措置を講じております。

それから、最近の不法無線の実態でありますが一、パーソナル無線なんかにつきましては、いわゆるパーソナル無線の本来の機能を改造いたしました、出してはいけぬ周波数の電波を出しますとか、あるいは出してはいけぬ強さの電波を出すとかいふようなことで、ほかの電波に悪い影響を及ぼすといふような不法電波を発するといふような実態が一つございます。

それからもう一つは、不法市民ラジオと言われるようなものであります。日本で使う市民ラジオというのは子供さんがいばおもちゃのように使うトランシーバーのようなものであります。外国で使うような非常に強い電波の出せる市民ラジオを我が国に持ち込みまして、これを使つてほかの電波に悪い影響を及ぼすといふようなものが違反の大半でございます。

その実際の使い方は、これもまたほとんどがトラックとか自動車などに積み込みまして、自動車を走らせながら不法電波を発しているといふのがほとんどだと思つております。特に同じ会社のトラックのグループでそうした不法電波を発するよ

うな機械を自動車の中に設備をいたしまして、同じ会社の運転手さん同士でいろいろな通信、例えばどこどこで交通の取り締まりをしているとかいふような通信をし合つていふようなことをやつておるようであります。

特にこういうような使い方というのは、もともとパーソナル無線等は、実は一つの電波をみんなが共同で利用するといふような仕組みの使い方でありまして、それでは自分が自由に勝手に使えないといふようなことから、ただいま申し上げたような不法電波を発するといふことで非常に強い電波を発して、ほかの人が正規の使い方をしようとしてもその電波が使えないようにして、事実上そのグループだけがその周波数帯を独占して不法電波を出し合つて利用するといふような使い方が非常に多いようであります。

これらのものにきましては、結局は、先ほど申し上げておりますような不法電波の発生源といふのをきつとつかまえて、それに対して法律に基づいた適切な措置をとるといふことしか実は対策はないのでありますけれども、この点につきましましては、どうしても私も、警察関係の方々の御協力も得ないときちつとした摘発とか取り締まりといふこともできないものですから、関係の向きの御協力も得ながら、そうしたものについてできるだけきつとした把握ができるように努めておるところであります。電波利用料もいただくことになつたことでもありますので、今後ますますそうしたものにについてはできるだけきつとした対策を講じまして、正規の電波の利用をなさつていける方に迷惑ができるだけ及ばないようなことをしていかねばならないといふふうに考えております。

○田中(昭)委員 お聞きをしたかったのは、電波法違反といふのはいろいろ、不法無線局などを含めましてたくさん検出するだろう、ふえていくだろう、同時に監視体制もいろいろ強化をされる、監視施設もいろいろ拡充される、これもそのとおりだろうと思ふのですけれども、追いつくのか、

間に合うのかという問題。それから、私のところにもいろいろ来ているのは、監視体制といふますか監視業務に携わる要員などについては極めて不十分で、とてもじゃないが統制するといふ問題に対応することは困難だ、こういういろいろな意見、要請が来ています。

時間がありませんから申し上げませんけれども、例えば電波監視システムにつきましてもコンピュータを導入していろいろな合理化をやつていくだろうと思ひますけれども、これも業務に忙殺をされまして、職員の労働条件などの問題については極めて問題がある、こういう強い指摘などがございまして、したがって、電波利用料を徴収して監視体制なり監視システムなどを強化していく、拡充していくといふことは当然でありますけれども、それに従事する職員の増であるとか養成であるとか、そういうものなどについても今後十分な配慮が必要ではないか、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

時間がございませぬので、次、少し質問させていたきたいと思います。

地域振興のための電波利用の問題について少し申し上げたいのですが、情報化社会の恩恵が一部の企業や大都市だけでなくすべての地域や多くの人々にあまねく公平に行き渡る、これが極めて必要だ、こういうふうにも思ひますし、技術の飛躍的な発展によって、地域発展、活性化の手段としての情報通信の果たす役割は私は極めて大きいと思ひます。

その中で、電線を引いたり電柱を立てたりする必要がない電波による施設であるとか電波利用システムの活用化といふのは、地域経済の活性化であるとか住民の生活向上のために極めて期待が大きい、こういうふうにも言われているわけですが、この立場から、私の選挙区でもそうでありまして、けれども、各地方の電気通信監理局などでも地域振興のための電波利用に関する調査会などが開催をされて、それぞれプロジェクトとして電波利用システムの構築や導入などについて検討がされてき

ていると思ひます。私のところでもコミュニティ情報案内システムのあり方としていろいろ議論がされておるうちに聞いておりますし、いろいろ地方的にも、例えば山間部におけるリゾート地域の情報化のあり方であるとか、あるいは地域農業、農村のための情報化通信システムの問題であるとか、いろいろプロジェクトの中で検討されて、電波を地域の振興、地域経済社会の活性化に使おう、こういうことがかなりもくろまれてきた、こう思ふのですが、この成果は、今問題になつております中央一極集中問題やすべての点での地域格差、情報格差、これを克服するといふ意味でも私は極めて大きいと思ひます。

そういう意味では、電波利用をこういうところにもつともつと充実させていく、こういう取り組みが今後極めて必要ではないかな、こう思つておるのですが、この点につきまして、地域振興のための電波利用の実態とか各電監局で行われておる電波利用プロジェクトの実態などについて、郵政省としてどういう把握をし、今後指導されようとしておるのか、この点を少しお聞きしたいと思ひます。

○白井政府委員 冒頭田中先生おっしゃいましたように、電波といふのは比較的初期投資が少なくて済むとか、簡便な利用ができるとか、あるいは比較的広い範囲に同じような情報が同時に出せるとか、いろいろな利点があるわけでありまして、私も私としては、地域の振興のためにこうした電波を大いに使つていただきたいといふ考え方のもとに、地方の電気通信監理局にも担当の課を設けまして、どちらかといふと電波のPRなどをさせていただいて、どんどん御利用くださるというようなことをさせていただいております。

それで、そうしたこともあつてだと思ひますけれども、既に、例えば観光地の案内情報システムでありますとか、中にはスキー指導用の無線システムでありますとか、コミュニティ放送と言われる比較的狭い範囲のFM放送でありますとかいふような利用があらちの地域でなされておるよ

うであります。さらに、ことしの一月には、現在荷物の配送業の方などが使っておられるMCAのシステムの規模の小さいものについて、ぜひ利用していただけたらということで周波数の割り当てだとか免許方針を既に決めたところでもあります。

このようなMCAを使いますと、これも先生ちよつとお触れになっておりましたけれども、レジャー用のシステムということで、例えばスキー場などを頭に置きますと、ゴンドラの監視所とか、パトロールをする人のおられる場所でありますとか、スキーのセンターでありますとかホテルなどを、こうしたMCAの一つのシステムの中に入ってもらつておきまして、いろいろな連絡を相互に取り合うとかいうようなことも可能でありますし、あるいは農協などでこのようなシステムを使いますと、農産物の加工工場でありますとか農場、あるいはそこで働いておられる方とのいろいろな連絡を一つのシステムの中に組み込むということも可能になるわけであります。

それで、個々のものについて御紹介する時間はないと思いますが、私どもの手元にあります資料を見ますと、一つの電気通信監理局の中で、そのような形で電波を利用した地域振興の具体的なプロジェクトが三つから四つは大体あるようでありまして、そのようなものをお互いに紹介し合うことによつて、いわばアイデアの交換をすることによつて地域の振興に電波を大いに利用していただけたらという道ももつと広がってくるのではないかと思います。

○田中(昭)委員 これは非常に重要なことだと思ひますので、さらなる御努力をお願いしたいと思ひます。

ちよつと時間の配分が悪くて最後はたばたですが、民活法に基づく電波関連事業などについて最後に少しお聞きをしたいと思ひます。

御承知のように、昭和六十一年に、郵政省を含めて五つの省の共同所管によるいわゆる民活法が制定をされたと思ひます。この民活法による施設整備事業というのは公共投資とともに社会資本整

備の重要な役割を担っている、こういうふうな思ひ方があります。また、民活法の運用についても、時間があるから省略いたしますけれども、いろいろ問題点も指摘をされているわけですが、民活法に基づく施設整備事業における電波関連事業の実態は一体どういふふうに進んでおられるかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、特に、今後電波利用が拡大する中で、急増する自動車電話であるとかボケベルであるとかMCAなど移動体通信にとつて、高度技術の開発あるいは周波数資源の開発の実用化と並んで非常に重要なのはやはりアンテナの整備だということとで、民活法実施の際に、民活法によつて無線鉄塔、アンテナの整備というものが強調されたと思うのですが、この点の整備状況は一体どういふふうに進んでおられるのか。この二つについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○白井政府委員 いわゆる民活法につきましましては、実は民活法に基づく施設として認定された施設の整備につきましましては、いわゆる無利子融資が利用できるということで、その面で非常に魅力あるものとなっております。

このような民活法を利用した施設としてはいろいろな種類の施設がありますが、一つは、どうも片仮名で恐縮であります、テレコムリサーチパークというふうな呼び方の施設でありまして、これはどちらかというと研究などを行うという施設でありまして、大変大きいのは関西にあります国際電気通信基礎技術研究所などでありまして、そのほかにも二つばかりもう既にございます。それから、これは電気通信関係の展示場のような施設でありまして、そうした施設をつくることによりまして、子供さんたちがそちらの方に来ているという、身近にこの電気通信の施設を見ていただいたり、興味を持っていただくというのをねらいにして、そうした施設をつくるわけでありまして、これについては既に全国で七カ所ぐらいでき上がっております。

そのほかにも幾つかありますが、その中で大変重要なものが、もう先生おっしゃいましたアンテナでありまして、これは私もマルチメディアタワーと言っておりますが、一つのタワーで幾つかの通信に使えるアンテナをつけるという、東京タワーのような施設であります。今日において電気通信がいろいろなものに利用され始めますと、実はアンテナを立てるということが大変重要というか難しくなつてきておりまして、例えば新宿にあります東京都庁などいろいろなアンテナがついておるようでありまして、なおまた東京都庁にこういう種類のアンテナをつけてほしいという要望はほかにも随分たくさんあるんだそうでございますけれども、もういっぱいでとてもつける余地はないということだそうであります。

そこで、現在はそのようなタワーというのは、民活法に基づいて設置されたタワーというのは二つございまして、一つは東京の田無にありますタワーでありまして、これはMCA無線とか防災行政無線、あるいは電気通信事業、放送事業等々にあつたタワーが使われておりまして、そのようなアンテナがべたべたとあつたタワーにくついているというところでございまして、それからもう一つのタワーは福岡にありますタワーで、博覧会の際にできたタワーだつたと思ひますが、こちらのタワーも、テレビジョンあるいはFMなどの放送用のアンテナ、あるいはMCA、消防無線などのアンテナが福岡のタワーにはつけられておるといふことのおうでございまして。

○田中(昭)委員 終わります。ありがとうございます。

○川崎(二)委員長代理 午後零時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後零時四十三分開議

○鳥居委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鳥居一雄君。

○鳥居委員 引き続き、電波法の一部改正につきまして御質問をしたいと思います。

今回の電波法の一部改正、規制緩和ということをお法の上でこれを実現させようという意味においては、我々として一定の評価をいたしております。この法律改正が規制緩和への第一歩であるという形で今後の取り組みを、ぜひ見直し作業といたして開始をしていただきたい、こんなふうには思ひます。

さて、政府は、一極集中排除ということから、特に一万一千件に上る許可事項、これを整理合理化していかなくてはならないという方針を既にお持ちであり、第一段階として一万一千件を一万件以下にしたいということでありまして、郵政省関連で一万一千件のうち何件というふうにしていくのか、そして、この許可を整理合理化していく上でどのような作業をこれまで検討されてきたのか、電波法関連では何件と数えていらっしゃるのか。そして、電波法以下といひますか、施行規則あるいはさまざまな規則、通達がありまして、これはもう数えることができないような莫大な数に上つておられるのだからと思ひますが、これをどういふふうにかつていらっしゃるのか、この辺の検討の経過につきまして、ぜひ伺いたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 最初、私の方から郵政省全体的なことについてお答えをさせていただきます。

今先生から御指摘のありましたとおり、政府全体としての許可の総数、総務庁調べで一万九百四十二件となっております。そのうち郵政省関係というのは、約三割で三千三百十三件ということでございます。政府の方針という意味で、ことしの五月に総務庁から許可等々の整理実施要領というのが示されておまして、政府として統一的に実施するという方向で各省に協力要請があったところでございます。

私どもはこういう政府の方針に沿ひまして、今

先生からお話のありましたとおり、許認可等の件数の一割以上を整理して、一万件を切るということを目標に整理するということが政府方針を掲げておりますが、郵政省といたしまして、この政府の目標の実現を目指して許認可等の見直し作業を進めているところでございます。

○白井政府委員 電波法関係について申し上げさせていただきますが、私どもの方という作業、あるいは検討のための作業をしておるのかというお尋ねが冒頭にございました。実は今回の電波法の改正案の中でも、規制緩和として二つの点について法律改正を提案させていただいておりますが、実はこの法律案にまともな前の段階で、担当の専門の者に何回も法律全体を見てもらいまして、この際、もう緩和することが出来るものはすべて挙げようということで、いろいろな角度から実は検討をしてもらったわけですが、法律上の緩和措置としては今回の二件、現在できるものとしてはこの二件だということで法律案の中に盛り込ませていただきました。

なお、その検討の結果として、実は法律ではありませんが、郵政省令として緩和をした方がいいではないかというようなものも当然出てまいりましたので、これらについては既に昨年の年末の段階で緩和措置をとらせていただいております。

ところで、件数でありましたが、電波法関係に関する件数は、放送固有のものを除きまして現在九十五件ございます。この九十五件のうち法律に直接基づいているものが四十四件でありまして、法律自体で定めているものは半分以下だということになるわけでありまして、あとは各種の規則、つまりほとんどは省令でございますが、省令でありますとか、中には郵政省の告示というようなものもこの九十五件の中に入っております。

それで、多少言いわけがましいことをお許しいただきますと、例えばある者、主任無線従事者につきまして選任をしたときは届け出をするということになっておりますが、届け出をするのが一件、

それから主任無線従事者を解任したらまた届けていただく、これも一件ということになっておりますので、そういうものを全部計算をいたしまして九十五件ということになっております。

それから今度は、中には規制を緩和した結果出てきたものも実はこの許認可の中にはカウントされているというようなものもございます。今回の法律案の中にも出てまいります技術基準適合証明などもこの許認可の件数として一件にカウントされておるわけですが、私どもの気持ちとしては、技術基準適合証明の制度というのは、実は免許制度をできるだけ簡単な手続で免許が得られるようにするというような考え方のもとにつくられたものでありまして、どうもこれも何か許認可件数が一件ふえたみたいにかウントするのは趣旨が少し違ふのじゃないかというような気持ちもありませんが、そのようなものもすべて洗いざらい拾い上げて九十五件だということでございます。

○鳥居委員 そうすると、具体的に、九十五件を一割削減ということはどういう検討をされているんですか。

○白井政府委員 率直に申し上げて、もちろん検討はいたしておりますが、一割というのは大変な数字だと思っております。と申しますのは、先ほどのお答えの中で、冒頭も申し上げさせていただきましたが、今回の法律案をまとめる前の段階で、実は法律について詳しい者にプロジェクトチームをつくってもらいまして、いろいろと検討をさせていただきまして、その結果今回の法律案にまとめたということでありまして、それから、省令改正についても幾つかの緩和措置をとらせていただきました。年が明けてから告示についても緩和措置をとらせていただきました。

そのようなものを、つい先日と言ってもいいかと思ひますけれども、先日行っただけでありまして、今から考えますと、それをこのままとつておけば何か義務が果たせるような感じにもならないわけではございませんで、そんな不適当な言い方

を申し上げるのはどうかと思ひますけれども、私どもとしては、できるだけ、そういう緩和できるところというのは、できる段階に少しずつでもその都度やっていくということでもやらせていただいているつもりでありまして、この上なお一割というようなことになりまして非常に難しいという、電波の利用秩序をきちっと維持していく、必要最小限の秩序を維持していくという、この前提のもとでなお緩和措置をとるというのは大変難しいことだというのが率直な私どもの気持ちでございます。

○鳥居委員 一割削減の方向でぜひ検討の成果を見守りたいと思ひます。これはもう断じて取り組まなければならぬ今日の課題であるということとなんかと思ひます。具体的に、昨年の国会あるいは一昨年の国会で、規制緩和、ともかくできる規制の緩和は、洗い直しをし、ぜひやるべきだという点で具体的な指摘をしてまいりました。これをどういうふうな改善の仕方をしたのかぜひ伺いたいと思ひます。

昨日は電波の日、昨年の六月現在七百七十七万五千件という無線局の数、電波法ができた昭和二十五年当時は、官が使う電波と船舶のごく特殊な電波、まあ千件から二千件という無線局の数だったと思うんですが、今日八百五十万に及ぶという、電波法制定当時予測もしなかった今日を迎えているわけでありまして、やはりこの規制、一方には一定の秩序を保たなければならぬ、しかしまた一方においては、利用者あつての電波であるという観点からいっても、規制が壁になつて非常に利用しにくい、あるいは道をふさいでしまつて、こういう現状についてさまざまな観点で取り上げましたし、また、これからも取り上げていかなければならぬ問題だと思ひます。それが、きょうは具体的にぜひ問題提起したいと思ひます。

その前に、例えば業務日誌。業務日誌はもう海上の船舶局にあるから、陸上のMCAあるいは簡易無線に――簡易無線は別ですが、業務日誌をつけるように、これは法律ではなくて規則でこれを

明定しているわけですが、同時にまた、時計を置かなければいけない。時計のない時代あるいは時計が非常に少なくて時刻を正確にというのが難しかった当時を踏んでい話なのか。今日なおそれを引きずっているといひますか、時計がなければいけない、一日一回合わせろ、あるいは毎日の業務日誌、通数、これを記録して、十二月三十一日で締めて翌年一月末までに提出をする。提出を受けた郵政省としては、地方の電波監理局がこれを受けるわけですが、ほとんど見ない代物ではないのか。

こういう無用の長物、現に明定されていて義務になつてゐる、これは見直すべきではないのかという指摘を実は前回いたしました。昨年の十二月、ことしの四月の規制の緩和、内容につきましてぜひ御説明いただきたいと思ひます。

○白井政府委員 昨年の通常国会の電波法改正案の御審議のときにもいろいろな御指摘を受けました。そうした御指摘も踏まえまして、先ほど来申し上げておりますように、できるだけ規制を緩和するということであるというのを検討してまいりまして、法律に基づくものとしてはただいま御提案申し上げてゐるような内容になりましたし、それから、法律ではありませんが省令の部分について、簡素化できるものはできるだけ早く簡素化をしようということでもやらせていただいた一つが、昨年の十二月二十四日に行いました幾つかの電波法に基づく規則の一部改正であります。

そのときの改正内容は、いろいろな改正事項がございまして、その中の大きな柱の一つとして、ただいま先生がおっしゃいました無線の業務日誌関係についての緩和事項があるわけでありまして、十二月二十四日に行いました無線業務日誌関係の緩和事項等、簡単に申し上げますと、幾種類かの無線局につきましては無線業務日誌の記載事項を限定をするというふうなことを行いました。また、記載事項の一部を不要にする、例えば、一日の延べ通信時間でありまして、通信回数などについては記載をする必要はないというふうな改

正をするとかいうようなこともさせていただきま  
した。

あるいは、これも先生のお話の中に出ておりま  
したけれども、放送局以外の無線局については、  
無線業務日誌の抄録の提出を廃止するというよう  
なことも行いましたし、あるいは放送局につきま  
しても、抄録の記載事項を簡略化するというよう  
なことをさせていただいております。

このような無線の業務日誌のほかにも幾つかの  
簡略化をさせていただいておりますが、さらにこ  
とに入りました、四月になってからであります  
が、やはり時計などについても、時計とか無線業  
務日誌についても告示部分の緩和措置を講じてお  
りまして、主眼点を一つ二つ申し上げますと、固  
定局、基地局等で、電気通信業務用とかあるいは  
公共業務用のものを除きまして、時計とか無線業  
務日誌の備えつけを省略することができるよう  
いたしました。また、陸上移動局とか携帯局のう  
ち、日誌とか時計の備えつけを省略することがで  
きるものの範囲を広げるといふようなことも行  
いました。それから、利用が大変多くなっておりま  
す簡易無線局につきましても時計の備えつけを省  
略することができるようになりました。さらに、  
船舶局につきましても、無線業務日誌の備えつけ  
を省略することができるようになったと聞いてい  
るというところを行ってまいりました。

このように、法律とは別に、あるいは法律の改  
正を待たずに簡略化できるものについては、私  
どもとしてはできるだけ急いでやることの方が国民  
の皆様のためであろうというところで、でき  
るだけ早くというようないふことで、昨年からこ  
とにかけて簡略化措置を講じておるところでござ  
います。

○鳥居委員 これではよく業務日誌というの  
がなくなるわけですね。時計も必要に応じて備え  
られる、義務として設置しなければいけないとい  
うものではない、そういう性格ではなくなった。  
この辺も、やはり発想の原点が規制だと思  
うのです。従事者に限らず、従事者以外の人でも腕

に時計をはめておりますし、今、時計、時刻とい  
うのはそう不自由なく身近にあるもので、これが  
昭和二十五年以来ずっとときたりを踏んできた一  
つの名残がこの典型的なものだと私は思うので  
す。

この見直し作業というのは非常に大がかりだ  
と思うのです。今新しく国際VHFが開放され、マ  
リンVHFというところで、プレジャーボートに対  
しまして非常に重要な通信手段が提供できるよう  
な形になりましたけれども、またまた規制の壁が  
大きくて、極めて普及ができません。四十二万そう  
という巨大な数のプレジャーボートがあります。  
そして何らかの形で無線設備を持つていくとい  
うのが一々に満たない。これは船舶安全の上からい  
きますと、もちろん運輸省にかかわりのあること  
でありますけれども、事が通信手段であり、電波、  
こういう立場からいくと、郵政省の非常に大きな  
責任のもとにこの普及率というのがある、私はこ  
う思うのです。普及促進のために郵政省としては  
真剣に取り組まなければならないのではないのか、  
この辺について、どう考えていますか。

○白井政府委員 先ほどの先生のお話で、多少言  
いわけがましいことを申し上げるのをお許しいた  
だきたいと思っております。  
今までいわれる規制という形では、例えば  
業務日誌をつけるとか時計の備えつけをしていた  
だくとかいうようなことをさせていただいてお  
いたことは事実でありますし、また、今日におい  
ても幾つかのものについてはまだそのようなものが  
残されているものもあるわけでありまして、率直  
に申し上げて、それはそれなりの理由があったり  
もしたわけでありまして、特に海上などの船で使  
います無線機の場合というのは、何よりもやはり  
航行の安全といえますが、あるいは遭難に遭いま  
したときに緊急の通信を発するとか、あるいはそ  
の通信を聞いてもらおうとかいうようなための  
に、これは先生の方がむしろ御専門でありますけ  
れども、特定の時間については電波を発せられてい  
ひたすほかの船からの緊急通信が発せられてい

ないかということに耳を傾けるという時間がき  
ちつと指定されておるとかいうようなこともあ  
たりもいたしまして、やはり時計をきちつと備え  
つけて、秩序を持って、聞かなければならない時  
間帯は自分の電波の発信をやめて、遭難通信がな  
いかどうかを聞くというようにすることもなければ  
ならぬという考えからそうした制度がつくられ  
ておったわけでありまして、そのこと自体が、当  
然意味はなかつたわけではなくて、それなりの意  
味があつて制度が設けられておったわけでありま  
す。

しかし、今日のいろいろな設備についての技術  
面、機能でありますとか利用のされ方でありま  
すとか、いろいろなことを考えて、そのような規制  
を残しておくまでの必要はないだろうというよう  
なものについては、できるだけそうしたものを緩  
和して、利用される方の利便を図るということ  
をしておかなければならぬことは、これは先生の  
おっしゃるとおりでございますし、私ももちろ  
んいう気持ちで仕事をやらせていただいております  
のであります。

それから、プレジャーボートと言われるよう  
な非常に小型の、いわゆる遊びといえますが、レ  
ジャー用の小型の船舶、釣り舟でありますとか  
ヨットでありますとかそういうようなものが入  
るようでありまして、こういうものについても、時  
々いわれる遭難事故のようなものが起きるとい  
うことがありまして、そうしたときに無線設備が  
きちつと働けばこんなことがなかったではないだ  
ろうかと、あるいは、もつと救助活動がきちつ  
とできたのではないかとというようなお話も確  
かに出ております。こうしたものについては、私  
どもとしても、できるだけそうした無線設備を、  
プレジャーボートのような小型の舟であります  
ても設備をしていただきたいという気持ちで対応  
しておるつもりでございます。

ただ、そうした設備を設置すればいろいろな通  
信ができるのに、あるいは緊急のときの通信が可  
能になるのに、なおその設備をするという舟が非

常に少ないのはどうしてかというようにな  
りますと、まあ、いろいろな事情があるかと思  
いますけれども、その設備の値段が高いという  
ようなことも一つの理由にあるかと思ひますし、  
それから、大変残念なことでありまして、  
免許を得るための手続が煩瑣であるとかいう  
ようなことも理由に挙げられる方もおられるよう  
であります。

私どもとしては、できるだけこうした簡便な、  
無線設備というものの備えつけがしやすいよう  
に、いろいろな角度からできるだけのこととする  
必要があると思っております。免許を得るための  
手続などにつきましても、できるだけそうした免  
許がとりやすいような方策というのを、今までも  
少しづつはやってきたつもりでありますけれども、  
も、これからはそういう方策を講じていく必要は  
確かに御指摘のとおりあると思っております。  
そういう方向でこれからも対応してまいりたい  
というふうに考えております。

○鳥居委員 それでは、時計のぜひ必要な船舶局、  
業務船舶局であるとか、これを廃止すべきだなど  
という議論がやないんです。もう全く無用の長  
物であろうといふところまで規制で時計が義務に  
なっているといふことを対象にして今回規制緩和  
しているわけでしょう。だから、規制緩和という  
点は、やはり一定の秩序を保つために大義名分が  
あり、一方においては、ただ、それが厚い壁にな  
っていたのでは利用上不便で、ともかく規制は、排  
除できるものは排除するんだ、そういうところの  
接点をやはり追求していくべき性質のものじゃ  
ないですか。

昨年指摘しましたけれども、GMDSS関連機  
器が導入されることになって、型式検定、型式認  
定が行われ、そして完全移行の平成十一年を目  
指して、今GMDSS関連機器がほとんどあります。こ  
れは、認定と検定で同じような検査を両方がや  
って、銘板が二枚ついて、しかも同一の無線機器に  
対して二つの名称があるじゃないかという象徴的  
な指摘をいたしました。これも、その背景には、

例えば第一種レーダーでいいますと、型式認定に添付書類が三百六十七枚、型式検定の方でも同じような数の添付書類が必要である。これは両者で話し合いをして、ぜひ、一方で検査したものは一方がその検査のデータをもとにして検定に当たる、こういう合理化がなされていいじゃないかという端的な例として実は取り上げて指摘をしたわけです。

この銘板の問題、名称の問題、検査の重複の問題、これは一体どういふふうに郵政、運輸との間の話し合いが進んでいるのですか。

○白井政府委員 昨年の御審議の段階でも大変鋭い御指摘をいただいたわけでありまして、そのときにもお答えしたこととお話とがいろいろダブるかと思いますが、確かにその御指摘ももつともな点が多いということで、その後、運輸省と私も両省の間で、担当の者の定期的な会合も持たせていただいたりしております。それから、機器のメーカーの方なんかの御意見もいろいろ伺ったりしております。

それで、現在の状況が大体どういふことになっておるかということですが、まず、GMDSS関係の機器については、両省でできるだけ検査データの活用をお互いに図るということをやっております。つまり、運輸省の方の関係で検査をしたデータが利用できるものは郵政省の方でそのままのデータを利用させていただくというようになことをさせていただいております。さらに、その検査項目自体についても、整理合理化をできる項目がないかということも、現在この担当の者同士で検討させていただいておりますという段階であると聞いております。

それから、船舶の航行に欠かせないレーダーについてであります。これについては相互に承認するというところで、運輸省の方の型式承認に合格したものはもう郵政省の型式検定は要らないというふうな取り扱いをするということで、これはもう事実上一つの処理で済みますというふうな形で処理をさせていただいております。

それから、船舶安全法四条というのに基づいて船舶に設置される無線電信及び無線電話につきましては、郵政省が電波法に基づいて行った検査に合格した場合には運輸省の方は検査を行わずにその書類を確認するというにとどめておるといふことでありまして、この点も実質的には一元化されているというふうに申し上げて差し支えないのではないかと思います。

ところで、そうしたそれらの検査等に合格したという検定の銘板といいますが、そうしたことを記した板を機器につけるといことが義務づけられておるようでありまして、これについても、一応、このような形のものに、一枚の銘板にするということであるんだと内容が詰まっております。うであります。これがまとまりますれば、二枚の銘板を張るということも必要なくなるのではないかといいことになります。したがって、昨年の宿題を受けていろいろやらせていただいておりますので、この点についても少しづつ改善が図られておるといふことは申し上げて差し支えないように思います。

○鳥居委員 いわゆる小型船舶ですね、この四十二万そうという小型船舶の、何らかの無線設備、これを備えているものが一、これはどうするんですか。普及をどのように図っていくかというお考えですか。全くかわりなしでいきますか。申請があれば免許をするという意味では免許行政というのはいかに生きていくわけですが、しかし、免許行政のあり方を見直すことも、この普及率を高めていこうという意味からいいますと、これは極めて大事なポイントなんだと思ふんですよ。

あるデータは、沿岸二十海里以内の海難事故と、その意味では、今回のマリンVHF、百五十メガ帯、この周波数帯のFMの電話、無線電話というものは、もう極めて有効な通信手段になっているわけですね。したがって、この普及がでるのかできないのかということがもう極めてプレジャーといえども人命の重さにおいては変わ

りがないわけですから、電波行政を預かる立場でこの百五十メガ帯のマリンVHFの普及を全力挙げて取り組んでいくんだ、こういうものがやはり要請されると思うのですけれども、郵政省、どうなんですか。

○白井政府委員 いわゆるマリンVHFと言われようなレジャー用の小型船舶で使っていただき、ますような周波数の割り当てにつきましては、これは先生御案内のように昭和六十三年に起きました第一富士丸と「なだしお」の海難事故が契機になって、特定の周波数をそうした小型船舶用に割り当てようというふうな事になったようでありまして、平成四年の七月にこの制度が導入されたというふうなことであります。

確かに現在は、このようないわゆるマリンVHFを使った無線設備を備えている船舶の数というのは大変少ないようでありまして、一%とかあるいは一・四%とか、そのような数字を聞いたことがございまして、まだまだ非常に少ない状況であります。ヨットで事故が起きるとかいうようなこともしばしばあるわけでありまして、やはりこういう無線通信設備をぜひ備えてほしいというのが私どもの気持ちでございます。

ところで問題は、なぜそんなに設備している船舶の数が少ないのかということ、結局はどういう対策をこれから講じていくかということになってくると思うわけですが、いろいろ理由があるようでありまして、私どもの分野でいいますと、やはり免許の手続が煩瑣だとか免許が取りにくいとかいうようなことがあることは非常にまずいものですから、できるだけそうしたものについて緩和をするということではできないかということやらしていただいております。

率直に申し上げて、すべての手続が要らないというところまではなかなか踏み切れないうののが率直なところでありまして、免許の手続についても、できるだけ簡易な手続をとれるようにするというようなことも考えておりますし、それから、これはまだこれからの問題として若干残っている

問題であります。設備を操作するときの資格を取っていただくなければならぬということになっておりますが、その資格を取るためにかなりの日数の講習を受けなければならぬということになっております。この辺も操作資格を得るためにちよつと難しい事情になっておるのかもしれないと思ふので、これについてももう少し、期間をうんと短縮するということもまたさしして、操作資格が取りやすいような方法を講じたいということを考えております。

それから、これは私どもの担当領域ということではないかと思ふけれども、私どもとしても、メーカーにもいろいろ協力をお願いするというような形で、ぜひ値段をできるだけ安いものにしてほしいということ、メーカーへの依頼というふうなこともいたしておりますが、現在ではやうと無線機の価格が七万円くらいまで下がってきたというふうなことで、一時期の値段に比べると二分の一から三分の一の値段だということのようでありまして、こういうものについても、できるだけ値段を低廉化するということもしていく必要がやはりあるかと思ふます。

こうした船舶の安全航行ということから、小型の船舶といえども、まさに先生がおっしゃいますように、乗っておる人の人命にかかわることでもありますので、せっかくの電波でありますので、こういうものを大いに利用していただきたいというふうな、いわば周知といいますが、そうしたものにについても私どもとしてもいろいろ努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥居委員 それで、特にマリンVHFが昨年、免許を受けたかと思つて申請すればできるという形で開放されたわけですね。海岸局も仁尾を第一号としてこれまでずっと準備が進んでいる地域もあり、また大洗でも、漁業局とあわせてこのマリンVHFの開局が進んでいる、もう開局ということだと思ふのです。一方においては、例えば千葉県の館山みたいに閉局になったところがある。

これは今スタートしたばかりのマリンVHFです。それから、まあ海岸局に所属する形で、船舶局という非常に限定、規定をされた形の、まあ言ってみればこのマリンVHF、五ワット以下で、ポータブルで、自動的にスキヤンができる、操作面も非常に簡単、アメリカあたりでは通信販売で手に入る、しかしがんじがための規制の中にあつて従事者資格、三級海上特殊無線技士のライセンスがなければ使えない、そういう中で今スタートして、立ち上がって、これからだと思ふのです。

大体様子を見てみると、海岸局に所属させるという事はやむを得ないのかな。海岸局自体が成り立たないという側面が一方にある。大体端末が、一千という端末が出てこないと採算に合わない。しかしこの海岸局、マリンVHFの海岸局がその意味で将来に向けて非常にバラ色の役割を果たす。一方にポトラジオがありますね、港長が受けるという形のポトラジオ。このポトラジオとマリンVHFの海岸局と、この二波一つの局で受ける、こういう形の道も検討されているのではないのか。

大洗は、マリナがちょっと離れて、十キロぐらい離れたところにあつて、漁業無線局で今回マリンVHFの免許を受ける。漁業無線局として既に運営されているところに新しくマリンVHFの海岸局としてスタートをする。そしてこのマリナの大きさからいってそれほどの端末はないのですけれども、あわせてやるとまういきそうだが、こんなことも実は現場においてはあつたわけですよ。

だから、さまざまな規制の中で規制の緩和のための見直し、これは一方において非常に重要な問題だと思ふのです。私は、マリンVHFのスタートの段階に、規制はもっと緩めるべきだということに考えておりましたし、まあ携帯局、こういう扱いでスタートができればいいなというふうに考えていたわけですが、結局船舶局。真ん中をとって携帯船舶局という形になれば、もうちょっと船舶局から規制が緩められた形の局の位置づけができるのじゃないのか。それは、行政監察の指摘しているのとおり、非常に安くなったといえ一年に一月あるいは二月月くらいシーズンのときに使うもので、これにうんとお金をかけるというのは経済性からいってなかなか難しいという場合に、マリナがあるいは十台とか二十台とかで免許を受けまして、そして港を出るときにそれをレンタルで借りて、それで海上でこれが使える。資格が必要であれば三級海上を持っていやる、こういう形でいいと思ふのです。

だから、携帯船舶局ということでは従来の考え方の船舶局とは違うんだ、特定船舶局に限ってはそういう扱いができるんだ、こういう道が開けないのですか。電波法上だめだといつて道を閉ざしてしまふ、これが行政監察に対する郵政省の回答だと思ふのです。これは検討の余地大ありだと思ふのですが、どうですか。

○白井政府委員 決して道を閉ざすというふうなつもりは全くございません。ただ、船舶に備える無線設備というものにつきましては一般の無線設備とはちょっと違った意味合いが確かにあるようでありまして、まさにただいまお話しにいろいろ出ております船の上での、航行の安全とか、あるいは緊急事態に対処するための唯一の連絡手段という役割を持っているものでありますので、一般の陸上で使いますような無線設備とは違った意味合いがあるということから幾つかの、あえて言えば規制というふうなものが船舶局にはあつたのだと考えております。

それで、ブレイジャーボートのようなものは非常に大きな船舶の無線設備とは全く違うということに確かに先生の御指摘のとおりであります。船の上で、陸から離れた、本当にいわば孤立した状態の中でこの無線機を唯一の連絡用の手段として持つというふうなことでありますので、これは国際的な取り決めにおきましても、そうした方が一の避難通信などに使うというふうな設備としていろいろな制約がある。その制約を受けるものとしてこの船舶局を位置づけており、ブレイジャーボート

トについてもその船舶局の一つの形のものとしての位置づけをしておるということでありまして、ところがこれについてはもう少し、値段も高いので、もっと簡単に使えるようにするために、幾つかの船で持ち運びを自由に共用できるようにしたものとしての扱いはできないのかという行政監察結果に基づく報告が確かにあつたわけでありまして、これについてもいろいろと検討をさせていただいておられますが、まだ、先ほど来申し上げている、船舶に積む無線設備であるということから出てきますいろいろな条件というものを完全に解消してしまふということについてなお不安があるというところで、これからのいろいろな角度から検討はしてまいりたいと思ふのです。いつまでも検討もしないというふうなつもりではございません。

いましたように、できるだけ簡単に使えるという要請と、それから無線機がきちっと決められた役割を秩序立って果たすということと、その両方の要請をどこで接点を求めるかという話ではなからうかというふうに思ふます。

先生のような御指摘については、そうした御指摘があるということも一方には十分頭に入れまして、それから、いざ緊急通信を行うとか、あるいは緊急通信が入るとかいうようなときに、そういうものをきちっと受けてもらえるということができるような方法というのを、両方満足するようなブレイジャーボートにこうした設備が設置されるようにしていくというのを考えていくという、なかなか接点の見つけ方が難しい問題ではあろうかと思ひますけれども、今後ともいろいろな角度からの検討を続けてまいりたいというふうに思ひます。

○鳥居委員 何だかよくわからないのですけれども、ブレイジャーボートは、いわゆる小型船舶は、つけなきゃいけないからつけるんじゃないんですよ。みずからいざというときのために、あるいはよそのブレイジャーボートの遭難に遭遇したときに

役に立とう、人命は極めてよいものだといふところから、義務で設置しなきゃいけないものではないけれども持たないといふことなんですよ。だから、それに電波法が障害になつてなかなか持てないような運びをつくつていふとすれば、やはりそれを、障害を取り除ける方向で検討を進めようというのが当たり前のことだと思ふのです。どうですか。

で、レーダーもいい例なんです。電波法上レーダーとありまして、何で四種類に分かれているのかなと思つて一生懸命規則までたどつていつて調べてみました。四種類あるのです。第三種レーダー、第四種レーダーは義務じゃないのです。特にブレイジャーボートなんか持とうとする第四種レーダーというのは設置義務が全くないのです。しかし、この従事者資格が極めて障害になつておりまして、五十万トンのタンカーのレーダー操作もこの四種のレーダー操作も資格に変わりがありません。もともとと簡便な資格の取得の道を聞いて、レーダーが希望によつて取りつけができて、そして資格が簡単に取れる、こういう道をぜひとも開くべきだと思ふのです。

それで、四種レーダーにつきまして、一つの方法としては今三級海上の資格があるわけですから、この五ワット以下の出力の三級海上の資格でブレイジャーボートその他を動かしているわけですよ。ですから、この資格を持てば第四種のレーダーは操作ができる、こういうのが自然の落としどころだと私は思ふのです。ブレイジャーボートを買つと、中途の売買のときにはレーダーを外し外しせずにそのままでは売り買され、買った舟艇のレーダーにつきましては潜りて操作をしなければならぬ。こんなものがありますよ、こういう事例が。

だから、五十万トンのタンカーのレーダー操作とブレイジャーボートのレーダー操作と同じ位置づけで、非常に権威を持たせて重く免許制度を維持していく、これも従来の考え方ではよかつたのだらうと思ふのですけれども、今四十二万トンのブレイ

レジャーボートが、数が多くなっているこの時代に、これはもう全くかつての旧弊を引きずった制度である、こう私は思うのです。

レーダーの第四種について改善の道を検討されるお考えありませんか。

○白井政府委員 プレジャーボートなどに設備されますマリンVHFの操作をするについても、ただいまお話ありましたように、三級の無線通信技士の資格を取っていただかなきゃならぬということになっております。

それで、その資格を取るために養成講座というような講習をきちっと受けていただけてというような手続を踏んで資格を取っていただくわけでありましても、これが余り日にちが長いというようにした資格が取りにくいということになりますので、先ほどお答え申し上げたところでありまして、けれども、できるだけ短い時間にひとつコンパクトに講習時間をまとめるようにすることはできないかということで検討いたしておりました。結論的には一日でそうしたものがすべて講習が受けられるというように、講習内容というのをまとめたところと詰めるようなことというのを今やらしていただいております。

それで、あわせていただいまのお話のレーダーの関係なんですけれども、一日の講習の中にレーダーについての御要望も確かに多いようでありまして、これらについても簡単な操作方法などについての講習というのはその中に入れ込むことができるのではないかとというようなことを言っております。それらも含めて一日でそういうのが受けられるというようにしようという方向で、現在検討を進めさせていただいておりますので、最終的な答えをちよつと申し上げるというところまで参っておりますが、そういう方向で検討させていただいております。ただお答えさせていただきますと思います。

○鳥居委員 三級海上特殊無線技士、これの資格を取得するに当たっての講習のあり方、これについて、陸上、海上それぞれあるだろうと思うの

ですが、無線工学というのは必要ないんじゃないかというふうな前向きな考え方があると思うのです。これは確かに見直す対象だと思ふんですね。要するに、ふぐあいが生じてそれに対応しなければならぬというのとは最近もう全くない状況ですから、むしろ、電波伝搬というのとそれから運用面に力が入るような講習というのがあるべき姿だということだと思ふんですね。これは現場の実際に教鞭をとられていらっしゃる方々の御意見あるいは関係の皆さんの御意見は、大体そういうところなんだろうと思っております。

ですから、電波伝搬とレーダーとあわせてそして三級海上特殊無線技士の資格を持つ場合には、レーダーの操作が四種に限ってできる、こういうふうになれば極めて合理的な、今日の規制の緩和が成り立つ、こういうふうな考え方です。

現物、実は持っているわけにいかないのでカタログを持ってまいりました。非常に四種レーダーというのは今日では液晶のものまで出てくるという格好で、つまみも数が非常に限定されてきております。テンキーです。それでマイクコンピュータ内蔵型ですから、操作は極めて明瞭な画面があり、基本的なレーダーの特性その講習において身につけるというのが講習の目的なんだろうと思ふんですね。

だから、ともかく四種レーダーを見たことない、さわったことないという人が私のところに説明に来たのですけれども、これは一種レーダーの方が操作は簡単だ、四種レーダーというのは、取り扱いはむしろレーダー特殊無線技士のライセンスは四種の操作に意味があつて、今日、非常に重要な重いライセンスになっていくんだという趣旨の御説明だったんですけれども、全く現場とは違ふと思ふんですね。

ですから、ぜひ、三級海上の資格の中で操作範囲を変更する場合、政令で定めているので力が及ばない、こういうことであるならば政令を改正する、あるいは法律の改正を伴うということであれば法律改正をしてでも現場の要望に、時代の要望

にこたえる、こういう方向でぜひ規制緩和に取り組んでいただきたいと思う。いかがですか。

○白井政府委員 レーダーの操作をすることができるようになるためには、先生が最後のところでおっしゃいましたように、先生の改正が必要でございまして、結論が得られましたならば当然、政令改正の手続をとらなければいけないと思っております。

その養成講習の内容につきましては、先ほど申し上げましたように、養成講習のための時間を縮めて一日におさめるようにしたいということを検討しているというのを申し上げたわけですが、一日でおさめるようにするためには当然、講習内容というのをお考え直さないとけないものですから、実際の実用とは直接の関係のないような内容のものは廃止いたしまして、機器の基本的な取り扱いでありまして故障の場合の対応措置だとか、あるいは混信の防止対策とか、そういうようないわば実用あるいは運用の面に主眼を置いた講習内容に改めることによって一日の中におさめるようにできないかというのが検討の内容であります。これからはレーダーにつきましても、先ほどもちよつと申し上げましたように、確かにレーダーも操作できるようにしてほしいという要望がいろいろあるようでございまして、そういう要望も念頭に置きまして、一日の中でそういうような講習も行うということをお考えをやるということとはできないか、そういう方向で検討させていただきたいと思ふます。

○鳥居委員 このマリンVHFの普及率が極めて低い。四十二万三万に対して一。何らかの形で、例えば自動車電話を持ち込んだとか、そういう形でいろいろなメディアがあるわけですから、マリンVHFを初め、ともかく通話の手段があるのが一つというのが現状ですから、これはぜひ郵政省が力を入れてこの普及に身を乗り出す、ぜひお願いしたいと思ふます。

また、今のレーダー、第四種、これを具体的に申し上げましたが、総じて、電波の秩序維持とい

う大事な側面がありますけれども、規制は見直して緩和の方向を目指す、こう郵政省の方針を持つべきだと私は思っておりますけれども、最後に大臣の所信を伺いたいと思ふます。

○小泉国務大臣 大変詳しく、具体的に御指摘をいただきました大変勉強になりました。

総論として、規制緩和、大事だと思ふのですが、その中で電波行政というののも秩序を維持していかなければならない。しかし、時代の変化につれて無意味な規制もあるものも今御指摘のとおりだと思ふのであります。そういう手続面等も、簡素化も含めまして規制の緩和により一層努めてまいりたい。

なおかつ、今四十二万艇の中でマリンVHFのあれが一つそこそこということ、これは義務ではないにしても、いろいろな事故防止とか安全とかという面も含めまして、これが普及するのはいいことではありますけれども、何かそういういい普及策はないか検討させていただきたい、そう思っております。

○鳥居委員 やはり時代の流れを思ふますと、漁船だ、プレジャーボートだなどという時代ではありません、陸上だ海だというその境目さえなくなっている今日だと思います。昭和二十五年電波法ができた、その当時に予測もしなかったような、今日八百五十万局という時代を迎えているわけですから、そういう新しい時代にふさわしい電波行政を追求していただきたいと思ふます。

以上で質問を終わります。

○吉岡委員 電波法の一部を改正する法律案について、率直に質問をさせていただきたいと思ふます。

まず一つは、電波利用に係る規制の緩和措置についてでありますけれども、アマチュア無線、その他無線につき外国人が相互主義によらず免許を得ることができるといふふうな改正案が出ています。相互主義で現在許可国はどこであり、許可数はどのくらいなのか。その上で、外国性の排除の

緩和といいますが、そういうことでどのくらい許可申請が出るのかということも予測しておられるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○白井政府委員 アマチュア無線等につきましては現在在わゆる相互主義という原則のもとに無線局の取り扱いをいたしておりますが、その相互主義を前提にいたしまして現在アマチュア局を認めることとしている国はどのような国があるかということもまず申し上げたいと思ひますが、アマチュアにつきましては、米国、ドイツ、カナダ、オーストラリア、フランス、韓国の六カ国につきまして、相互主義に基づいて、ただいま申し上げました国の国籍を有する方にも日本での免許を認めるという取り扱いをいたしております。それから、その他の陸上移動関係無線局につきましては、アメリカ、スイス、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、ベルギー、ドイツ、トルコ、タイ、シンガポール、マレーシア、イラン、ニュージーランド、スウェーデン、以上十四カ国に対して、アマチュア局と同じように、これらの国々の方々に對しても日本での免許が得られる道を開いております。

それで、今日時点での免許の数であります、アマチュア局の場合は、外国人の方に対して現在約九百局の無線局の免許を付与しております。それから、陸上関係無線局につきましては、これは外資系の企業になるわけでありまして、約六百局の免許を付与しているという状況になっております。

○吉岡委員 無線局の免許にかかわる財政的基礎の審査の簡素化ということもたわれているわけでありまして、工事費、運用費などの添付書類の提出を義務づけていたものを今回改正をするということでございますけれども、この添付書類というのは電波の死蔵防止ということもあるんだというようにお聞きをされているわけでありまして、電波の死蔵というのは大変なことでありまして、今現在あるのかどうか、この点についてお聞きをしておきたいと思ひます。

○白井政府委員 財政的基礎についての確認を今度の免許の審査内容から外すということで今回の御提案を申し上げておりますが、理由のもとになつて電波の死蔵防止といふか、免許を受けながら無線局を開設していかうかという事柄は、現在あるのかというお尋ねでございますが、現在のところは、私どもとしてはそのような死蔵の事実は確認しておりません。ということから、死蔵といふのはほとんどないといふふうにも申し上げていいのではないかとと思ひます。そのようないふことから、実は今回のような御提案をさせていただいたということでございます。

○吉岡委員 死蔵と言ふいろいろな語弊がありまして、未利用といふような周波数帯なり、そういうものはあるのか、お聞きしたい。

それと、これらの添付書類の簡素化については、放送の関係は除かれております。この理由を明確にしたいだけと思ひます。

○白井政府委員 冒頭のお話にございました死蔵といふ言葉は確かに表現としても余り適切ではないし、事実の説明をする言葉としてももう少し別の言葉を考えた方がきちっとした御説明になるかと思ひますが、いずれにしても、免許を受けながら無線局を開設しないといふようなものは、今のところ私どもとしては把握をしていないということとあります。

それから、利用可能な周波数について、現在実際に利用されていないような周波数はないかというお尋ねもあつたように今お聞きしておりますが、これも実はむしろ逆でありまして、電波が足りない、足りないといふお話を実は何うかというのが正直なところでありまして、少なくとも利用できる、あるいは利用技術がもう既に開発済みの周波数につきましては、まあ遊んでいる周波数帯はもう今は全くないといふふうにお聞きを差し支えないと思ひます。

それから、免許の際の審査内容として、その財政的基礎を審査の対象から外すことにしたいと思ひておりますが、放送局を除外する理由は何か

というお尋ねもございました。放送局につきましても、実際は計画的に地域地域に放送用の周波数の割り当てを行っているを行つてきておりまして、この割り当てに基づいて逐次放送局がサービスを開始するといふことをしておりますが、今日におきましてもある地域については、ラジオといつてもまあ現在FMでありまして、FMでありまして、テレビジョンの放送用の周波数の割り当てを行いますと、その電波を利用して放送事業を営みたいといふようなお申し出をされる方が大々現実に問題として数が多いわけでありまして、そういうような事情のもとで、放送局の免許をした、放送局として使う電波について無線局の免許をしたということにしても、その方が実際にその無線局としての放送局をつくらずに、ただ無線局の免許をもらっただけでずっとそのままにほつておくといふようなことが万が一ありますと、これは何のためにもその放送用の周波数を割り当てたかということにもなりかねないものであります。できるだけ放送用の周波数として免許が与えられた場合には、やはりその電波を用いて放送のサービスをするだけ早く地域の住民の方に提供していただきたいといふような考え方がございまして、放送について一般の無線局とはやつぱり別の扱いにせざるを得ないであろうといふことで今回のような御提案になつたわけでございます。

○吉岡委員 次に進みたいと思ひます。不法開設局の防止対策についてであります。不法無線局は、いわゆる不法市民ラジオ、これ約十から二十万、不法パーソナル無線で七十から八十万、トータルをしますと百万局以上といふふうな推定されると郵政省は発表されております。そこで、まずその市民ラジオの二六・九メガヘルツと二七・二メガヘルツの間のことについてお聞きをしたいと思ひます。

御案内のとおり、市民ラジオは免許不要ですね。そういう状況の中で、技術基準には市民ラジオは電力は〇・五ワットといふふうになっております。ところが、郵政省の方の説明によりますと、不法

市民ラジオといふのは五ワットから十ワットといふふうな書かれてはいるわけでありまして、十倍から何倍になるんでしょかね、千倍以上のワット数が出ている、こういうことになつてはいるわけでありまして、このワット数が非常に大きいといふのは、製造メーカーによるものなのか、それとも改造によるものなのか、また製造メーカーが輸出用としてつくつたものなのか、この辺がすつきりしないわけでありまして、したがって、その点について見解があればお尋ねをしておきたいと思ひます。

○白井政府委員 ただいま吉岡先生お話しになりましたように、いわゆる不法電波といふのは、不法市民ラジオと不法パーソナル無線でそのほとんどを占めておるわけでありまして。不法市民ラジオといふのは実はいわば大型のトランシーバーと言つてもいいようなものでありまして、我が国においては、子供さんがどちらかといふと遊びなどに使ういわゆるトランシーバーでありますので、手に簡単に持てるような大きさのものでありまして、出力も非常に小さいものでありますので、これがほかの電波に影響を与えるといふことは全くないわけでありまして、外国においてはもう少し大きい出力の市民ラジオといふのが認められておるようでありまして、そうした設備を外国から輸入するといふことも考えられるわけでありまして、あるいは外国へ輸出するためにつくつたものを日本人が買って、それを実際に使つて電波を出すといふようなことも考えられるわけでありまして、たゞし、この辺のところについては、ただいま先生がお話ございましたけれども、私どもとしても必ずしもどういふ形なのか、正確な実態はつかみ切れておりません。

ただ、現実の問題として、特にわざわざ機器を改造したといふことではないのでありますけれども、もとよりそういう出力のものとしてつくられた無線設備が不法市民ラジオとして使われているといふのがかなりあるといふことでございまして、したがって、これらのものが日本では使えないと

いう出力であることを承知して、それを輸出に回すのならともかくも、日本でわざと売るといふようなことをやるというようなことがあつたといふならば、つくった製造段階で悪かつたのか、あるいはそれを承知で販売した販売のところが悪かつたのか、いろいろな見方があるかと思うわけでありまふけれども、この辺についての実態は必ずしも正確に私どもとしてはつかんでいないというのが率直な答えになるわけでございます。

○吉岡委員 非常にわかりにくい、あいまいな答弁で困つておるんですが、つかんでないとおつしやるけれども、いわば不法無線局、数にしたらどのくらいですか。おたくの方で結構捕捉してあるんですね。例えば平成四年であれば三千三百二十九という捕捉があるわけですから、その中がどうなのかというのを分析すれば出てくるはずでありますから、その点、今後のことはやはり重要だと思ひますので、今、いや、いやわかりません、輸出用なのか、あるいはメーカがつくつたのか、改造なのかということでは、行政としてちよつとわかりませんでは困ります。後のこととしておきたいと思ひますけれども、やはり輸出用が使われておつたのは幾らだ、そして改造して使われてきたのは幾らだ、これは現実には不法無線局の措置状況というので数が出ておるわけですから、それを分析すれば出てくるんじゃないかといふように思つておられますので、その辺は今後の問題としてきちんとしておいていただきたい、こういうように要望しておきたいと思ひます。

次に進みたいと思ひますけれども、実は私は今障害を一番与えているのは不法市民ラジオではないかといふように思つておるわけでありまふ。なぜかといへば、電力が、いわゆる基準でまいると〇・五ワットが、五ワットから十ワット、こゝういふふう非常に大きいのです。その障害状況が大きいというのは、影響を与えているのは漁業が無線だ、あるいは海上保安庁の関係だ、テレビだ電話だといふふうには郵政省もつかんでいられるわけでありまふ。しかも車載型の不法局が多いとい

うこともつかんでおられる。

具体的にこのことがどういふ影響を与えているのかといふことについて考えてみますと、N T Tの例ではドアホンですね、ピンポイントで鳴るやつですね、あれに夜間でも何時でも入つてくるんですね。それからビジネスホン、これは特に交差点中心が多いんです。どうも運転手の皆さん方は交差点に来ますと、とまつておる間に交信しようといふ習慣があるみたいですね。それからもう一つ重大なことはケーブル、これが実はアンテナになつてしまふといふことによつて誘導が入つてくる、こゝういふケースもあるわけでありまふ。私はほかのことはわかりませんが、現実にも私もそこで仕事をしておつたことがありますので、こゝういふことに遭遇したことがあるといふことで申し上げておきたいと思ひます。

そして、これが出力が大きいばかりに、二十ヘルツ周辺の周波数だけでなく高調波による影響を他周波帯にも与えている。出力が大きいとそうなるのです。ですから、全国あまねくあるところに対しての影響です。それから本場に難しい一面があつて、それぞれの機器の中で防御ができないのですよ。

そこで私は申し上げたいと思ふのですけれども、今申し上げまふような社会的な影響というのが非常に大きい、それが不法市民ラジオではないか、こゝういふ思つておるところでございませう。そこで、〇・五ワットといふのを大きくしなければならぬといふのは、ある意味では非常に社会性があつてきておる。〇・五ワットであれば一キロ周波だといふことを想定して基準がつくられておる。ところが今の社会活動といふのはそれは許さない、いわゆる車載をしていくといふことによつて広半径の行動を行つていくなつてきておる。

こゝういふようなことを考えますと、免許も要らないといふことでもございませうけれども、技術基準が〇・五のキロメートルといふことの範囲の中にすつとどまつていていのかどうか、いわゆる利用実情とそぐわなくなつておるのではないか

という気があるのですが、この点についてどのようにお考えになつておられるのか、聞いてみたいと思ひます。

○白井政府委員 いわゆる不法市民ラジオというのは、少なくとも日本では使えないような出力の大きい大型のトランスミッターでありまして、これは輸入されたか、あるいは輸出用の機器が使われているといふことだといふことは申し上げたとおりでございます。

それで、こゝういふ不法市民ラジオがあることから、こゝういふものをできるだけなくすことをする必要がありまふといふことで実はパースナル無線といふようなものを新しくいわば制度化したといふことがあるようでありまふ。したがっていまして不法市民ラジオの方は実際はだんだんと少なくなつてきておる。

ところが、不法市民ラジオをなくそうといふことのためにつくつた同じような簡便な通信手段であるパースナル無線が、逆に機器を改造して不法電波を出すといふことで利用されることが非常に多くなつてまいりまして、今日では、数としては不法パースナル無線の方が非常に多くなつてきておるといふようなことでもあります。実はこゝういふ意味では、パースナル無線のような簡単な無線通信の方法といふのを出したのが、その面だけから見ますとちよつと裏目に出ているような感じがいたしますけれども、まあ当時は、確かに市民ラジオに代表されるものに対する需要が非常に多いといふようなことが頭にあつてパースナル無線といふのを制度化したといふ事実があるように聞いております。

○吉岡委員 実はちよつと外国のC Bの技術基準を見てみますと、例えばアメリカでいふと四ワットであるとか、フランスでも四ワットとかといふふうになつておるのです。日本は〇・五ですから、差し支えないのであればそこら辺まで考えたかどうか、不法だと言ふことのみならず、こゝういふことで、四ワットなり五ワットなりといふことが妨害電波にならないといふことであれ

ば、私、専門家でないからわかりませんが、こゝういふふうにはないと、後で申し上げようと思つておりましたけれども、これらの本にパワーアップの改造例がいっぱい出ておるわけですから。部品まで出しておるわけですから、こゝういふことになつてきますと、〇・五だつたらどうにもならぬからといふことになつてくるわけですね。

その辺の考え方というのが、〇・五ワットといふのを決めになつたのはいつごろなのかかわからないけれども、少しく実情と合っていないような気がするのですが、その点について見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○白井政府委員 要するに、需要に合うような電波の割り当てになつていないのではないかと、あるいは電波の割り当てそのものを、そんなに需要があるのならば少しそのところを広げるようにしたかどうかといふような御趣旨のお話のようにお伺いをするわけでありまふが、先ほどもちよつとお答え申し上げましたけれども、周波数についてはもうすき間のないようにつつと使つておりまして、市民ラジオで申し上げますと、その前も後ろもすべて漁業無線用の周波数として既に割り当てがなされておるというふうな状態になつておりまして、この点について、これをさらに周波数帯を広げるといふことは、どこかを締めなければいけないといふことにもなるのですから、なかなか簡単にできないといふことであります。

それで、先ほどのお話にもちよつと関連いたしますが、パースナル無線といふのを市民ラジオに代する需要が全部賄ひ切れなかつたといふこともあつたりしてパースナル無線の制度ができたわけですが、そのパースナル無線についても非常に需要が大きいといふことで、今日、少し別のできるだけの簡単な通信手段であつて、似たような簡単な通信手段であつて別の周波数帯でそのような利用が少し可能にならないかとかをいろいろ現在検討しておるといふような段階でございませう。

○吉岡委員 今、パーソナル無線を強調されておられますが、私はあえて申し上げますけれども、パーソナル無線の方で皆さんが説明書によりまして御指摘いただいておりますマルチ・チャンネル・アクセスやテレミナルシステム、自動車電話、これらについては、確かに不法電波が入ってきているけれども、チャンネル切りかえができますから、それを活用しながら防衛をするという装置をそれぞれ持つておるのです。ところが、市民ラジオは防衛することができない、こういう違いがあることも見詰めておいていただきたいと思うのです。

それだけの、例えば今申し上げました自動車電話だった、チャンネルがありますから、通話中に妨害が入ったら他チャンネルに移っていくというところで通話に差し支えないように防衛する方法というのはやはりあるのです。ですから、私はあえて市民ラジオというふうに申し上げたのは、市民ラジオの方はそういう防衛をすることが全然できないのです。やはりそこを見詰めておかないとちよつとまずいんじゃないかというように思うわけでございますが、その点についての見解があれば。

○白井政府委員 確かに、MCA無線などを例にとつてみますと、パーソナル無線で使われる周波数帯に近いところにMCA無線の周波数が割り当てられているわけですが、まさにMCA無線というものは、あいた周波数を選んで通信をするという仕組みができておるわけですので、この周波数帯を不法パーソナル無線が占領しておりますと、その周波数なりチャンネルを避けて別のチャンネルで通信をするというふうな仕組みができておるとおるという意味では、確かに先生のおっしゃるとおりでございます。

ただ問題は、そういう格好で不法パーソナル無線がMCAの領域まで侵入をいたしまして使われるということになりますと、それだけ今度はMCA無線が利用できないということになるわけでありまして、そういう面での障害が出てくるという

ことで、この不法無線対策を講じなければいかぬということとはやはり同じように言えるのではないかとこのように考えております。

○吉岡委員 おっしゃることもよくわかりますが、私は、あえて申し上げさせていたいただきたいのは、周波数割り当ての関係をきちんとされておりますから、そういう意味では不都合なもの、いわゆる未利用の波というのではないのだというふうにおっしゃるけれども、これはやはり考えていかなければならぬのじゃないか、こう思うところなんです。

例えばの話、不法市民ラジオを取り締まるというところでやりますけれども、ここにいろいろなパワーカーの大きいのが出てくるという問題があるというのとは先ほども言ったとおりです。とするなら、この周波数帯を使う部分については、メーカーからは改造不能のもの、例えばNTTのコードレスホンなんかはねじが特殊でして、改造不能に近いような製品をつくっておる。そういうものをこの周波数に割り当てて、そして社会的に遠くの方に行かなくならぬ、パワーアップをしなればならぬという問題の部分は、どこかに、自由にお使いください、しかも、周辺については防衛ができるようなことが可能ならぬに置きかえるというふうなことが政策としてあつていいのではないかと、このように私は思っているわけなんです。

持つていくところがないじゃないか、こうおっしゃると思います。しかし、それは少し研究をする必要があると思うのです。郵政省として割り当てられたところの周波数帯が、例えば建設省においても防衛庁においても警察庁においても、びちちと全部使っているか。そうじゃないかと思うのです。いわば緊急用のときに切りかえるような周波数帯が残っているではないか。もしそうなら、それは共用するという方向の中であけることができるのではないかと議論を私はかつてしたことがありますが、そういう視点というものが持つていくとするならば、私はまたこれから検討の余地があるのではないかとこのように思うと

ころでございます。

いずれにいたしましても限られた電波資源でございまして、それを最大限利用していくというためには、そういう工夫も必要で、今利用されていらない、いわゆる波長の短いヘルツですが、その領域の利用の開発も必要だということに思っています。今全国津々浦々で起っているのは間違いなく、そういうことを考えていく。したがって、その点に視点を当てた研究なりそういうものができないだろうかというのが私が考えていることな

とおっしゃっておりますような、現在は固定通信に使っている高い周波数帯、いわゆる私どもはマイクログ波などと呼んでおります高い周波数帯について、移動通信に利用するための技術を開発するということが急がなければならないと思

○白井政府委員 昨年の電波法改正案の御審議をいただいたおりましたときに、吉岡先生がまさに今おっしゃったような点についての御指摘をなさつておられた席に、私はこちらの方におりましたのでよく記憶をいたしております。それで、実は今回こういう御審議をいただくに際しまして

と申しますのは、例えば一・五ギガヘルツなどは、現在はもう既に移動通信に使われる技術が開発されたわけですが、これとてほんの何年か前は、とてもこんな高い周波数では現在の技術では移動通信に使うのは無理だと言われておったのであります。やはり技術の開発は限りがござい

○吉岡委員 ぜひひとつ検討をいただきたい、このように要望しておきたいと思

さてそこで、次に入りますが、今回小売業者の方にいろいろ義務を課して、立入検査も可能にするというふうなことになるわけでございます。私はそのことについて否定はいたしませんけれども、これをずっと見てみますと、やはり基本的に私たち不法無線局をなくしていくという

しかし、いずれにしても電波というのはこれだけ需要が高まっておりますので、むだで、あるいは利用されないままではおかれてい

僕はここで、こんな本があります。「ラジオライフ」それから「アクションバンド」、この中で、

実は改造がこのようにできますよ、こういう部品  
がありますよ、こういうことがちゃんと宣伝され  
ておるのですね。ということは、それにどこのメー  
カーとは書いてありますが言いませんけれども、  
パワーアップの部品なり製品ができていますよ  
と、片一方は二千九百円でできるということです  
し、片一方は出力十ワット以上のタイプだった  
ら六万九千円でちゃんと完成品がありますよと出  
てくるわけです。

そうなりますと、いかに小売店段階でどうのこうの、そして免許証は要りますよ、そこをたたいてみても、現実にはこういう問題が出てくるわけでしょう。だから通産省との問題があると思ひますよ。ありますけれども、今申し上げますように、実態というのが、本当に不法無縁局でいろいろな社会的影響も来しているという現実の中で理解してもらふような方向をせびとつていただきたい。それは、今申し上げますように、この完成品の製品があるということは、メーカーというのは、製造だけなしに改造部品メーカーもメーカーなんです。製造元なんです。そういうことを野放ししていいのかどうかということが大きな問題だと思ひます。

だから扱う者のモラルを求めているらつしやる。そしてまた、不法に使つてゐる人たちはいけませんよといふことでの注意喚起をいろいろされようとする。そして摘発もする。しかしながら、こういう実態というのがあり、なおかつそういうものが市場に出回つてゐるという現実、パワーアツプといふことは要するに技術基準をオーバーする部品が出回つておる、あるいは製品が出回つておる、そのところをやはりきちんと着詰めていかないと、電波行政としておかしいのではないかといふように思つております。その点について見解を伺いたいと思います。

○白井政府委員　ただいま先生がお示しになりましたような種類の雑誌というのが幾つかあるようでありまして、確かにその中の広告などを見ますと、少し大げさな言い方になるかもしれませんが、

私どもも慎りを感じるような広告も随分ござい  
ます。中には、まさに私どもが不法パソナル無線  
機と言っておりますような、大変な、千何百チャ  
ネルの無線機ですよということを堂々と広告に書  
いているというようなものもたくさん見られるわ  
けであります。大変残念なことだと思っており  
ます。

ただこれは理屈の話だということになるわけでありませうけれども、そういうような無線機がつくられたということが、それが直ちに違法なのかという話にすぐ理屈の話だけだとなつていくわけでありまして、この点について、本當に、そのような不法利用される可能性が非常に高いような種類の無線設備について、その製造を禁止するとかあるいは販売をすべて禁止するというような措置がとれると大変いいのでありますけれども、しかし、そういう無線機がつくられたということだけでは、電波法上理論的に詰めていったときに、必ずしもそれが直ちに違法行為とか違法無線機ということにはならないというところがいわば泣きどころみたいな形であるわけでありまして、どうしてもそここのところが制度的に吹き抜けないということがあることは事実であります。

また、確かに、電波法上の違法行為だということなことになりますと、最終的には刑罰が科せられるというようなことになるていくものですか。刑罰法規というようなことになりますと、確かに法律に書く文言というのは厳格な書き方でなければならぬということにもなってくるものですか。私どもの考えているようなわけにはなかなかいかないという点があるということも事実であります。こうしたものについては、これから社会の動向とかあるいは実際の不法の実態というのを十分に見ながら、そのときそのときの情勢に合わせて、法律をいろいろ改正するなりなんなり、いろいろな対策を講ずるときに知恵を出して、いろいろな方の御協力を得ながらその対策を講じていくということをしるを得ない。

そういう意味でいきますと、今日御提案申し上げ

げているのが、一応いろいろな方の、関係者の御  
 同意も得られて、こうしたものなら何とかやっ  
 つけようということで御提案を申し上げていると  
 いうことでありますので、これで百点だという自  
 信はもちろんございませんが、まずはこうしたこ  
 とでやらせてみていただきたというのが率直な  
 気持ちでございます。

○吉岡委員　しつこいようですが、その点については、使われて初めて不法無線局で、置いておくだけだったかどうかにもならない。しかし、そういうふうに言いながら、現実にはたくさん不法無線局が出てきておる。私は、なぜ製造過程の中に、あるいは流通過程の中にこの問題を持ち込むことができないのかということについては非常に疑問に思っておるのです。それは省庁間の問題があるかも知かりません。したがって、ここは郵政省の決断の問題だ、やはり真剣にやっていかねければならぬ問題だということで、通産なら通産に対する基本的な姿勢をきちんと示していくということが必要だと思つておられます。大臣、その点についてどうですか。

○白井政府委員　不法電波対策というのは、これですべて終わってしまうということとは残念ながらないと思いますので、やはりこれから不法電波対策についてはいろいろな対策というのをきちつと講じていく必要があらうかと思しますので、ただいまの先生のお話も十分念頭に置いてはまいりますけれども、制度的に思い切った、割り切った制度をつくるということについては、いろいろな問題があるということについては御理解をお願いしたいわけでございます。

○吉岡委員 技術基準適合証明のシールの効用について聞いておきます。

今回改造すればがすとかいうようなこと等になっておつて、それなりにそれで効果が出るというようにお考えになつてゐると思います。

じゃ、聞きますが、輸出入というのは証明表示があるんですか、ないんですか、輸出入で製造するもの。

○白井政府委員 輸出用ということでの表示は特別にございませぬ。

それから、現在御議論いただいております技術基準適合証明というのは、ある無線設備をつくり出すときに、設計書どおりにつくられておるといふことをあらかじめ証明することによって免許手続を簡単にするとかいうようなことをさせていただいているわけでありますが、そうした技術基準適合証明の役割でありますので、必ずしもそれが輸出用とか国内用とかいうようなことと関係するということにはなっていないわけでございます。

○吉岡委員　輸出用は張らなくていいというふう  
に私も思っていますが、そうですね。——そうで  
しょう。そこを、じゃ、張らないのであれば、改  
造してはぐるわけでしょう、そこではもう判別で  
きないわけですね。シールを本当に効果あらしめ  
ようと思えば、輸出用にも輸出用というのを張つ  
たらどうですか。改造してめくつたら、輸出用の  
やつを直接使っているのかどっちかわからへん  
のです。そのくらいのことはできるんじゃないで  
しょうか。そのことによって、日本で使う技術基  
準適合のもの、輸出用のものを使っているもの、  
そしてはがしたの改造という三分割ができるん  
じゃないですか。そういうことを考えたらどうかか  
と思うのですが、いかがでしょう。

○白井政府委員 技術基準適合証明と申しますのは、先ほども申し上げておりますように、小規模な無線局につきまして免許手続等できるだけ簡単なものにするというねらいのもとに、その設備とというのが設計書とおりにつくられているということとを証明するというか、そのことを証明するにすぎないという性格を持つものでございます。

そこで、輸出用のものについて証明をするとか、あるいは日本では使えない機器であるというよう  
なことがわかるような何らかの表示をするという  
ようなことも、その方法としてはもちろん考えら  
れないわけではないと思いますけれども、ただ、  
これも理屈の上だけの話になりますけれども、無  
線機についても、無線機をつくった段階でその無

線機について、これはどのような無線設備であるか、あるいはどのような無線局のための無線設備であるということが決まるということではないわけでありまして、制度上は、どのような無線設備であろうと、ある特定の無線局としてこれを使いたいというときには郵政省に対して免許の申請をするという道が開かれてはおるわけでございます。

ただ、そのようなものが実際に免許されるのかということになりますと、これは実際問題として免許されるということはほとんどないと言っているわけでありまして、理屈だけから申し上げますと、そのような無線機につきましても、この無線機を用いてこのような電波を出したいということとで免許の申請をすることはできるといことは、理屈の上ではそういうことになるわけでありまして、ただ単に無線機があるということだけでこれを違法と決めつけるということができないということから現在のこのような制度にならざるを得なかったということでございます。

○吉岡委員 そうは言われても、郵政省も発表してあるわけですね。不法C波や不法コードレス電話のように、外国基準に合わせたものが国内で流通しているものが多いと書いてあるわけですね。現実には把握してあるわけですか。それなら、これは外国用に向けたやつですというのと改造したやつですという区分は、改造したやつは一方では技術基準をくぐっておるんですよ。そして一方では、輸出用というのを国内で結局たくさん使っているということも郵政省もつかんで発表しているのです。そういうことであれば、今申し上げるようなことできちんと速やかにわかるようにしてあげないかというのが私の考え方でございます。

なぜこんなことをしつこく言うかといいますと、今回お出しになったことで不法無線の關係がなくなっていくのかというと、私はそうは思えないのですよ。メーカーの部分のきちんとした方向が出ないこと、それからもう一つは、周波数帯を奪えることができない現状の中でどうするか

ということになりますと、ますます不法無線局というのはいくらも出てきます。そういうふうな需要とともに進んでいくと思うのです。そういう状況であるだけに、抜本的な方向をとらないと、このままではどうにもならないときが来るのじゃないか。限られた電波、しかも公共のものである、それを大事に使っていくという立場からいえば、メーカーも協力してもらって、そして一定の移動についても、いわゆる周波数の変更等についても真剣に考えていた方がいいながら、国民の社会的な需要にこたえていくような方向をとらなければならぬと思いますので、私は今回のことについて、何もけしからぬだとかそんなことを言うことはありませんが、これでも御苦労されたんだと思っております。しかし、本当の意味で基本的な部分、抜本的な部分にメスは入っていないんじゃないかと思っておりますので、あえてそういうことを言わせていただいた次第でございます。

最後になりますが、そういう意味で、電波利用料制度が導入されました。平成五年で約八十億、こういう特定財源ということになっております。不法開設局対策、あるいは周波数資源開発、あるいは周波数の有効利用促進計画などということをお考えになつておられると思いますが、その点についてどのような方針でお臨みになるのか、最後にひとつ大臣の方で答えただければありがたいのです。

○白井政府委員 事実関係だけ私の方で御答弁をさせていただきますと思います。

電波利用料をいただくことにしたということ、今年度予算では約七十五億円を電波利用料による収入として考えまして、同じ額について、電波の監視施設の整備とか総合無線局ファイルの整備などの予算を組ませていただいております。それらについてもこれから計画的に進めていくということをお考えしておりますので、今年度だけでも終わるということではあります。それから、せっかくの利用料制度でございますので、それらを有効に活用いたしまして、先ほど来先生からいろいろ

な御指摘をいただいておりますが、できるだけ良好な電波利用環境の整備ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○吉岡委員 不法無線対策等、十分進めていただきますように心からお願ひ申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○亀井委員長 次に、菅野悦子君。

○菅野委員 法案についていろいろとお尋ねをしたいと思いますのですが、違法無線が百万というふうな数になっているという状況、それからその内容も随分とひどくなつておりました。例えば大阪の近鉄南海線、それから東京の東急線などの鉄道の近鉄南海線、それから大阪空港では飛行機の離発着をコントロールする管制システムの画面が突然消えてしまった、あるいはまた市の消防無線が妨害される、また心電図がぶつたりというふうな報道を見ますと、本当にこれは大変だと思ふわけですが、そういう中で、何としてもこういう違法無線、この妨害をなくしたいということでの法改正だということに認識しております。

まずお尋ねしたいのは、この法律の施行によって、違法無線、不法無線というのはどれぐらいなくなるというふうにお考えになつていらっしゃるのか。例えば数字的に何％ぐらいというふうな予想ができるものかどうか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○白井政府委員 率直に申し上げまして、数字的にどの程度の効果を上げることが期待できるかというところについてはお答えするだけの用意がまだございませんが、今回の違法対策が講じられることとでは、なかなか期待はできないと思っております。ただ、こうした不法無線対策というのは、いろいろな手だてを講じていくということによつて、ちよつと言葉は不適切かもしれませんが、できるだけ外堀を埋めていくというふうな考えでやらせていただくより仕方がないのではないかと、そういう気持ちを率直に言つて持つておるわけでありまして、そういう意味では、今回御提案を申し上げて

おります内容も決して無意味ではない、無意味ではないどころか、かなりの効果を期待しているのではないかと、私どもは考えておるところでございます。

○菅野委員 私も、その辺ちよつと、どの程度改善できるのかと思ひまして、関係者のお話を聞きに行つたんですね。そうしたら、先ほど来実効性という問題がいろいろ言われておりますけれども、その方の話でも、〇・〇〇数％ぐらいではないか、その程度の効果しかないのじゃないかというふうなことで、法改正による実効性という点で非常に疑問視をしているというのが現状なんです。

先ほど来局長もマニアという言葉を使われまして、けれども、買う側というのは相当知識を持つていらつしやる、今も雑誌が示されておりましたけれども、ですからそういう点で、買に行く側の目的意識的なそういう購入姿勢ということから考えて、販売段階で告知という程度で果たしてどの程度の不法無線を、この妨害をやめさせる、その点での実効性があるのかなというのを率直に疑問に思ふわけなんです。

昨年、電波の利用料を導入いたしました。そのときに、受益者負担という考え方がはつきりこのときに入りました。それは、監視体制を強化するということによつて妨害電波も減らせよう、あなたにも受益が起るんですよというふうな説明のもとに電波利用料というものが入れられたというふうにお聞きします。ところが率直なところ、利用料を取ることにはなつたけれども、こういう不法無線がなくならない、その辺が全く自信がないという状況がある。そこで、多分いろいろな手だてで、何とかならないかなというところで知恵をお絞りになつたのではないかなと、御苦労なさつておられるの、発想からの今回の法改正なのかなと思つておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○白井政府委員 現在の電波法の制度のもとにおきまして、いわゆる不法電波のための規定とい



です。  
○白井政府委員 パーソナル無線について、住所が変更したりする割合が非常に高いというのは、実はパーソナル無線については免許の有効期間が十年という、ほかの無線局にはない非常に長い有効期間が制度的に決められているものですから、中には、もう使わなくなった、あるいはもう機械がなくなってしまうというふうな方もいらっしゃるというところが苦情の電話などになってあらわれてきているということではないかと思えます。

正直に申し上げまして、私もからいたしますと、そういうお申し出をいただいたりなさっている方というのは非常に良心的な方でありまして、現在の不法パーソナル無線のほとんどは、実は免許の手續を全然とらずに、中を改造して不法電波を発するということで使われているというものがほとんどでありますので、免許の手續をとってそうしたパーソナル無線を使っておられる方というのは、これはもちろん電波利用料を納めていたで、これは良心的な方だというわけですが、そういう方は非常に良心的な方だというふうな考えをしております。不法電波の対策を講じる対象というのはむしろこういう方々ではなくて、もともとパーソナル無線の機械を買いながら全然免許の手續をとっていないというものが相当な数に上っているというところが実は問題だと思っております。

したがって、ただいま先生がおっしゃいましたようなケースについて特別の対策を講じるということは、率直に申し上げて考えていないわけでございます。

○菅野委員 といいますのは、不法無線百万台と言われている中で、やはり七、八十万というふうな台数ということとか、それからいろいろと、結局届けなければならぬ名がないとかわからないという点で返ってきている件数とかいうふうなのが多いわけですから、そういう点ではこの部分というのはきちっと一定の配慮を置いた対応を考えていただかなければ、そうでなくても相当なふ

え方をしているわけですから、その辺もぜひちょっと注意して、注目をして対応していただきたいということを重ねてお願いしておきたいというふうに私は思っています。

それから、このように問い合わせがたくさんあるというふうな状況の中でちょっと考えることなんでしょうが、この利用料の徴収に当たって、利用料制度をつくったということに当たって関係者に徹底してしかるべき措置もとってやるということをして国会の中でもやりとりし、御答弁もあつてこれはスタートした制度なんですけれども、こういう今の状態を見ていると、関係者、国民合意というのが、また周知そのものも不十分だったのかな、だからこういうことにもなっているのかなというふうにも思っています。

そこで今そこそこ幾つかの問題が出てきているのはなにかというふうなふうに思っています。一つは、今言いました不法無線がふえるという可能性、このことについてどうか、これは今御回答いただきましたけれども。

それから二つ目は、利用料制度ができましたから、利用料払っているんだから不法無線の対策についてをきちんとしてくれという要求——いわゆる受益者負担。ここです、払っているんだと、現場にもそういう話がありました。今不法無線が入っている、すぐ来てちゃんとしてくれというふうな要求が出始めているというのを聞くわけです。ですからそういうふうな状況の中で、結局不法無線なくすからというところで受益者負担、利用料が入ったということがあるわけですから、そこそこきちっとした対応も現場ではほとんど要求されてくるという現状があるわけですが、こういうことについてどういうふうに対応なさるおつもりか、そのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○白井政府委員 率直に申し上げて、この電波利用料制度ができたために逆に不法無線局がふえるというふうなことに結果としてならないかという御心配のようなお話のようにお聞きいたしますし

た。私もとしてはそういうことまで考えておるわけではありませんが、ただこれは今スタートしたばかりでありますので、この制度がどういうふうな形で利用者といたしますか国民の皆様方の中に定着していくのかというのは、もちろん今後の推移もきちっと注意して見ていかなければならぬと思えますので、もし万が一何か不都合なことが出てくるというふうなことになるれば、これはそのときそのときできちっとした対応をしていくということをしなればいけないというふうに思っています。

それから、不法無線局についてきちっとした対策をとってもらえないと何のために利用料を納めたかわからないじゃないかというふうなお話、これもごもっともだと思います。したがって、不法電波対策というのは、これは利用料制度を創設した以上、今までの何倍も不法無線対策というのに積極的に取り組んでいかなければならないというところは、先生のおっしゃるとおりだと思います。ただ、これが本当に即効があるか、すぐ効果があらわれるかというふうなことになりますと、余り甘いことを申し上げるのはこれはかえって不正直だということになりかねないと思えますので、一日もおろそかにすることはできませんが、そうかといって一日や二日で効果があらわれるというところでもないということも頭に入れて、毎日毎日、長い期間かかってとにかく懸命の努力をしていくということではないかと思えます。

それから、PRの関係についてもお話がございました。私も私としては、昨年からことしにかけていろいろな手だてを講じまして、国民の皆様あるいは免許を受けた皆様方の御理解を得るよう、PRということについては最大限の努力をしてきたつもりでございます。ただ、そうはいいいまでも、新しくスタートさせる制度、それもお金をいただくというための制度でありますので、これはPRという周知というのはどれほどやってもやり過ぎた、あるいはやり過ぎだということとはならないと思いますので、これからも本来のこの

ような制度の趣旨というものについて広く国民の皆様方の御理解が得られるような努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○菅野委員 そこで、局長おっしゃいました不法無線の監視体制、これを強化してということでございますので、そのことをちょっとお伺いしたいと思います。

利用料制度、これを始めるときにもそういう不法無線の監視体制、設備の強化を図るということがあつたわけですね。先ほどの答弁の中でもそういう遠隔方位測定装置、設備ですか、こういうものをとつたりとかつたりとか、それから監視車についても六台ふやしましたというふうなお話もあつたわけですね。もちろん機械は、そういう設備は必要ですけども、あわせて肝心なのは、それを動かす人、これも非常に大事だと思えます。それで、地方電気通信監理局とそれから監視要員の人の推移ですけども、この辺を十年前との比較とか傾向について御説明いただきたいと思うのです。簡単に結構です。

○加藤（豊）政府委員 地方電気通信監理局の定員については、十年前の五十八年度につきましては千七百八十六人でありましたけれども、昨年度、平成四年度には千六百五十五人ということで、この間に三次にわたる五カ年の定員削減計画もありましたので減少しております。

ただ、お話の電波監視要員についてでございますが、地方電気通信監理局におきましてその電波監視要員につきましては、十年前の五十八年度が三百二十七人でありましたけれども、その後、監視業務の機械化とか業務の見直し等によりまして、平成四年度には二百七十四人に減少しておりますが、平成五年度、今年度は電波利用料の導入によりまして二百八十三人、九名増員してございます。

○菅野委員 私もこの話を聞いて実はびっくりしたんですけども、結局、利用料の徴収実務というのとはことしから始まったわけですね。そしてこれは八百万件対象にして七十五億円のお金を集め

る、そういう仕事ごとから新たに出ておるわけです。丸々新しい仕事です。ところが、それをやっている人が結局千六百十五人、十年前から比べたら百七十人減ったまま。ですから、これだけの仕事があふえているにもかかわらず人は減っているという状況がある。その一方で、この監視体制の方ですけれども、監視要員の方も結局十年前から比べたら五十人減っていて、いや、こしは九人ふやしましたということですが、これも、ずっと減員になってきているという傾向は、これは変わってないわけですね。

ですから、これは私、ちょっと大変な問題じゃないかと思うんですね。今、窓口どうなっているかと先ほどから聞いたんですけれども、結局、納入告知のあて先がわからぬということでもどんど返ってくる、電話はどんど鳴りつ放し、こういう状況があるわけですから、これだけの実務をふやしてそしてやるということ、やはりそのために利用料を徴収したということではなかったのかと私は思うんですね。

ですから、ずっと局長の話も聞いていても、これ、ずっと今から毎日毎日繰り返されていくわけですから、そういう点ではちょっとこの体制ではいかぬものか。これでもし、ますます利用者には何か迷惑をかけるということになったら、一体これどないなっているんだということ、郵政省は国民の信用をなくしてしまふのと違うかなということとを私は率直に思うわけですね。ですから、その辺で、この点どうなのか。

ですから、実務的な体制も、それから具体的な違法無線を監視する体制も、今くつと悪くなっている、人員の面では。このことについて、私は本当にこれは大変な事態だと思いますが、この辺はどんなふうにお考えか、大臣の意見もぜひ聞いておきたいと思えます。

○白井政府委員 体制の問題については、人員面でもぜひその体制の強化を図りたいというのが私どもの率直な気持ちでございます。特に、動きながらの不法無線といえますか、実際には車などに

積んだ機械を用いまして不法電波を発するというようなことをやっておるということになりますと、それを捕捉するためには、どうしてもこれを把握する方の私どもの方の側も、実際に車を走らせて違法源をつかまえるというようなことをしなければならぬということにもなるわけでありまして、どうしても人手がかかるということは事実でございます。

ただ、他面、公務員はできるだけ余り数をふやさないようにしなければならぬという国民的な広い要請もございますので、私どもとしては、できるだけ人手がかからなくて効率のいい監視体制あるいは監視のための設備をつくるというようなこともあわせて考えていかなきゃならぬわけでありまして、そういうものも考えてまいりますが、人的な面でもできるだけ努力をしていくということをやってまいりたいというふうに考えております。

○小泉国務大臣 完全な不法無線の防止対策とか、監視体制の問題でも、十分とは言えないと御指摘のとおりのも面もあると思えます。しかし、これからの電波利用の秩序等を考えまして、一歩でも二歩でも前進させたいという点をぜひとも御理解いただきまして、今御指摘の点も踏まえまして、より一層この不法無線とかあるいは監視体制の強化充実に努めてまいりたい、そう思っております。

○菅野委員 利用料を入れたときの基本的な立場、結局たくさん無線があふえているから、だからそれをきちんと掌握するために、実務的にもちゃんと体制を組まねといかぬということ、あるいは、違法無線があふえているからそれをきちんと取り締まるために利用料が要するというところで入れたことなんですから、ところが、やっていることは全くそのとおりになっていないという状況については、私は大変だと思えます。ですから、抜本的なこの対策をぜひお願いをして、終わりたいと思えます。

○中井委員 中井治君。私どもはこの法案に賛成であります

し、既に午前中からかなり各党同僚議員から微に入り細にうがった質疑がなされておりますので、余りお尋ねすることもないかと思うのですが、幾つかの点で質問をしてみたいと思えます。

最初に、電波利用税というのですか、七十五億という予算が組まれているのですが、これは八百萬ぐらいあります無線局、一〇〇%徴収という形で計算してあるのですか、それとも九〇%ぐらいの徴収という形で計算した金額ですか。

○白井政府委員 電波利用料というのは原則としてすべて免許を受けておられる方からお払いいただくということになっておりますので、理論的には一〇〇%いただくということが筋でありますし、また、そうしなければ公平の原則が崩れるということになるわけでございます。

ただ、この制度自体は今年度始まったばかりでございますので、住所のわからない方というのもあり得るわけでございます。もちろん、住所のわからない方も再免許までには何とか住所を把握するとか、あるいは、再免許の際にいろいろ事情をお話して納めていただくということで、結果としては私どもとしては一〇〇%ということにしたいと思えますが、平成五年度の予算の積算の段階では、率直に申し上げて、ただいま申し上げましたように始まったばかりでもあるということ、で、俗っぽい言葉で申し上げますと、ちょっと率は忘れましたが、ある程度の歩どまりというののも考えまして積算をさせていただいております。

○中井委員 どのくらいの率か、また後で計算根拠を教えてください。

それから同時に、七十五億のお金の使い道が幾つか載せられているわけですが、利用料の徴収経費で九億五千万ほど計上がなされていると私は承知しておりますが、間違いないですか。

○白井政府委員 そのような数字であるようにでございます。

○中井委員 七十五億集めるのに徴収手数料が九億五千万というのはちょっと異常に高いのじゃないか。八百万でありますけれども、金額の主など

ころはNHKさんとかあるいはNTTさんとか、大口であらうかと思うんですね。もう少し工夫の仕方がないのですか。一・二%も手数料がかかる。皆さんの郵便局の切手やはがきを売ったってこんなに手数料くれませんし、たばこだって七%もないのですよ。これ、ちょっと経費かかり過ぎじゃないですか。

○白井政府委員 当時、予算編成の段階で私どもともいろいろ議論をしたことがございますが、一番経費としてかかりますのは、やはり納入告知書をつくってそれを発送するというような経費が実は大変多くかかるようでございます。もちろん、納入に伴っていろいろな経費もかかるわけでありまして、けれども、こうした経費については毎年できるだけこれを削減すると申しますか節約をして、実際に利用料としてお払いしていただいたお金が本来の監視等の仕事に振り向けられるように注意をしていかなければならないというふうに考えております。

○中井委員 私も自動車電話を持っておるのですが、これは私のところに直接来るのですか。NTTさんの自動車電話です、NTT、経費でお払いするのですか。どっちですか。

○白井政府委員 自動車電話のようなものについては、電気通信事業を行っておられるところに参ります。

○中井委員 そうしますと、自動車電話の台数やら考えますと、そんなに多い数じゃない。それに九億数千万も徴収費用がかかるというのはちょっと僕はどうかという感じがいたします。十分御検討いただきまして本来の目的に使えるように御努力を賜りたい、このように要請をしておきます。

それからもう一つは、これだけのお金を集めて、郵政省、もともとは不法電波の取り締まりだけが目的でこの利用料というのを始めたわけではありませんが、いろいろと御苦労の中で、こういう目的ならということで当委員会も賛成のもとに成立をして運用されているわけでありまして。しかし、実際にこれから監視体制やら摘発やらいろいろなこ

とにお金をつぎ込んで不法無線の摘発をやっている、実際にそれがどんな効果があるのか。なかなか私も無線というのはわかりません。わかりにくい。

例えばここに混信のデータ等をいただいています。これを見ますと、航空だとか放送だとか警察、消防とありますが、混信の申告件数でも平成四年で二千件、大変少ないと思う。こういうことをなくすために数十億円のお金を何年もかけて使わなければならないのか。私も電波利用料に賛成しましたけれども、どうもちよつと違うんじゃないかな、こんな感じを抱くのであります。いかがですか。

○白井政府委員 混信等があったということでは苦情のお申し出があったがそういう件数だということではございすが、実際にそうした混信という妨害などが起こっている件数ははるかに多いわけでありまして、地方電気通信監理局で把握しているものだけでも年間三万件ぐらいの件数があるようでございます。それからまた、現実にも私もラジオなどを聞いておりますと、ラジオの中にそうした違法無線の電波が入ってくる。それが時々あります、そうしたものがカウントすることになりますと件数ははるかに大きなものになるかと思ひます。

ただ、問題は、私どものラジオに入ってくるだけだと余り大きな被害はないとも言えなくはないと思ひますけれども、しかし重要無線にいろいろな妨害が入ってくるということになりますと、これは大げさに言いますと人命にも影響するということになることにもなりかねないということが懸念されるわけでありまして、例えば航空機の航行などについても無線の利用というのは切っても切り離せないわけでありまして、こうしたものに対する妨害というようになりましますと大変重大な問題にもなりかねないということではございします。どうしてもこの辺についての対策はきちつとできるだけの対策を講じる必要があるのではないかとというのが私どもの率直な気持ちでございます。

います。

○中井委員 電波利用料は三年で見直し、こういうことになっております。七十五億から八十億ぐらい。そのうち監視強化に、あるいは不法局の取り締まり強化にどれぐらいのお金がかかるかわかりませんけれども、年間二十億、三十億回つたとしても三年たてば七、八十億の大きなお金になってまいります。それだけかけて本場に不法無線局がどれぐらい取り締まれるのか、どれぐらい混信がなくなってくるのだろうか。そういう目標みたいなものがあるわけではございせんか。

○白井政府委員 正直に申し上げて、数字的な目標というのがあるわけではございせん。ただ、半面、私どもとしては、こうした施設の整備をしていくというように、あるいは制度面でも今回お願いしているような手当てをするというようなことによつて期待できる効果というのは決して少なくはないというふうに思ひたいわけではございまして、今日においてもかなりの不法電波というのを把握しておりますので、こうした設備の整備が図られますと当然この数字はうんと上がってくるというところは期待していると思ひたいわけでありまして、数字の上でどの程度かということでは申し上げにくいわけではあります、最大限そうした効果が発揮できるように運用をしていかなければならないと思ひます。

○中井委員 お話がありましたように、電波利用料だけではなしに、今回の法律改正で、片一方では免許を取りやすくしようということであろうかと思ひます。そして、できる限り、届け出までとはいきませんけれども、そういう発想で不法を減らしていこう、そして片一方ではお金をかけて取り締まろう、このことはよく承知をいたします。先ほどから、同僚議員から日報の話なども出ておりました。私も過去二回ほど実は日報を書いたことがありますが、あんなものむだだということをおし上げたこともありますが、例えばどういう簡素化になっているかというのがなかなか利用者には見えてこない。届け出書類、申請書というの

はどれだけ簡便になったのと言つて、ファクスで送つてもらつたのですが、余り簡便になっていないように思ひないな、こういう感じを抱いております。もし積極的に許可を取りやすくするということなら、もっといろいろなやり方があると思ひます。例えば、私は三重県ですが、三重県に住んでいる者が免許を取ろうと思つたら、やはり名古屋に行かなければいけないのではありませんか。どうなんですか。

○白井政府委員 これもちよつと手元に数字等を持ち合わせておりませんので抽象的なお話になるのをお許しいただきたいと思ひますが、現実には、免許の申請につきましては、特に簡単な無線局につきましても例えば申請の代行というのをかなり認めておまして、すべての無線局について地方電気通信監理局まで御本人が出向かなければいけないということをしなないで済むような方法を実際にはかなり多くとつておりますので、大きな設備等を伴うものでございまして、大きな設備等という面でもできるだけの配慮はさせていただいてるつもりでございます。

○中井委員 申請して免許がおりてくる日にち的にはどうですか。少し短くなつたり、すぐおりてくるというふうな形にしてあるのですか。

○白井政府委員 この点につきましても、本日御審議をいただくということでちよつと数字を調べたのでありますけれども、率直に申し上げて、一年前と比べて今日で、申請してから免許を受けられるまでの日数が目立つて減つてきているということではございせん。ただ、処理の件数は非常にふえてきておりまして、ある意味からすると、件数の割合にしては日数はふえていないといふのは処理がかなり迅速に行われているということではないかと思ひます。

す。ただ、このファイルがでさうがりますまでにまだ二、三年、三年計画でやっていると申すから、その間ひとつ御辛抱をお願いしたいと思ひわけでございます。

○中井委員 今度の法律改正で小売店さんというあれがありますが、店で届け、許可が要りますよと言つても、届け出の書類が難しい。名古屋まで、あるいは電波監理局まで行かなければならない。日数がかかる。だれも、ちよつと持たせたら、すつと無許可でやつてしまふということであらうかと思ひます。私もちよつと許可をきちつとやらなければならぬか、先ほどから接点というお話がありましたけれども、大変難しいことだと思ひます。もつともつと利用が進むのですから、もつともつと簡易に個人が免許を取れる、そんな代理人を使わなくてもやれる。機械を買つたらあしたから使ひたいのが人情です。機械を買つて一カ月もかかって免許をといつたつて、だれもそんなこと思ひません。

そういう意味で、郵政省はいろいろと簡素化をおやりになつておることを承知してはいます、郵政省という省は、お仕事柄、本場にまじり過ぎて細かいのです。どうしてもきちんと細かいおやりになる。そのことが逆に不法局をふやしておる遠因でもある、こういう意見もあるということをお考えいただいて、簡素化を大いにやっていただきたい、このように要望いたしておきます。同時に、そういう簡素化を進め、それから不法取り締まりをやつても、僕はなかなか減るのには難しいかなという感じがしています。それにもかかわらずこの電波利用料をこういう不法取り締まりのことだけに多額に使つていく、重点的に使つていくといふのはどうだろうか。せつかく出していたお金ですから、もう少しこの電波利用料の使い方というのを考えるべきじゃないかというふうにお思ひます。まだ二年ありますから私どもも研究をしていきたいと思ひますけれども、郵政省におかれましても、料金を取る場合のいろいろな制約ありましようが、発想的に変えていくということ、

ところで、そのパーソナル無線というのの免許という手続は極めて簡単でございまして、販売店という無線設備を購入された方がその無線機についている免許の申込書のようなものに必要事項を記入いたしましたして、それを地方の電気通信監理局の方へ送りますと監理局の方で無線機の識別番号みたいなのをくれて、それで使用が可能となるというようなこととでありまして、免許の手続としては大変簡単な手続をとらしていただいております。

○中井委員 直接法案には関係ありませんが、電波ということで二つだけお尋ねをしたいと思ひます。

あるいは、二、三年前に私、委員会で質問しましたけれども、韓国へ行っても台湾へ行っても上海へ行っても日本の衛星放送を見られる。同時にアジアの国々がいろんな放送衛星を打ち上げて放送を始めれば日本でも受信できる。場合によつたらアメリカの衛星放送も、アンテナさえきちつと

そういう国境を越える電波、これらに対してどういう発想で郵政省として行政を総合的に、また合理的にやっつけていこうとしているのか。直接この二つのことにお触れにならなくてもいいですが、基本的な考えをお聞かせいただきます。

というお話があるわけでございます。と申しますのは、イリジウム計画で示されているような移動通信の利用が可能になりますと、日本の成田で電話をしてそれをそのまま持つて、例えばロンドン

それから、衛星を利用して外国との通信をするとか、あるいは、その通信用の衛星を使いまして放送番組が流されるというようなことも確かにやるわけでありまして、このような国内と国際の閉鎖について今後我が国としてどのように考えてい

○中井委員 私は郵政省の行政を見ていると、CATVでもテレビでも非常に細かくきつちりりやうにおやりになる。しかし、扱っている対象は、片方は国民だけでも、片一方は国境を越えた電線だということであり、したがって、従来の発想

○島井委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

○亀井委員長　ただいま議決いたしました本案に  
対し、佐田玄一郎君外三名から、附帯決議を付す  
べしとの動議が提出されております。  
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。上田  
利正君。

まず、案文を朗読いたします。  
電波法の一部を改正する法律案に対する  
附帯決議（案）

意して、その実施に努めるべきである。

一 高度情報社会の進展に伴う電波利用の重要性にかんがみ、その秩序ある発展を図るため利用者・国民の意見を踏まえた電波利用の増

来を展望し、健全で活力ある電波利用の基盤整備に努めること。

一 電波監視体制の充実・強化をより一層推進するとともに、関係機関との連携の強化を図り、不法無線局の根絶に努めること。

一 指定無線設備の免許情報告知制度及び技術基準適合証明の表示の除去義務についてその周知徹底に努め、もって不法開設局の防止に万全を期すること。

一 電波利用料の確実な収納に努めるとともに、電波利用料制度の実施状況等を明らかにし、その定着を図ること。

一 周波数の有効利用を一層促進するとともに、新たな周波数資源の開発を行う等電波利用技術の研究開発をさらに推進すること。

一 無線局数の増大に適確に対処するため、電波行政の規制緩和を図るとともに、行政事務の簡素・合理化を一層推進すること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参酌して作成されたものでありますから、各項目についての説明を省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

以上であります。(拍手)

○亀井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○亀井委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、小泉郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉郵政大臣。

○小泉国務大臣 ただいま電波法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

ます。本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。ありがとうございます。(拍手)

○亀井委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀井委員長 次回は、明三日月曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

通信委員會議録第五号中正誤

|     |   |   |         |         |
|-----|---|---|---------|---------|
| ページ | 段 | 行 | 誤       | 正       |
| 七   | 四 | 三 | 外国人の    | 外国への    |
| 元   | 二 | 末 | 労働時間    | 労働時間    |
| 三   | 三 | 元 | 委託欠区    | 委託欠区    |
| 三   | 一 | 二 | 「将来構想で」 | 「将来構想」で |



平成五年六月十一日印刷

平成五年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局